

# 「林業・木材産業における適正取引の推進」と 「物流効率化法への取組」について

令和8年3月  
林野庁

# 本日の説明内容

## 1. 林業・木材産業における適正取引の推進

(1) 価格転嫁・取引適正化に関する実態調査 調査結果【資料1】

(2) 林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインについて【資料2】

## 2. 物流効率化法への取組【資料3】

# 価格転嫁・取引適正化に関する実態調査 調査結果

---

令和7年9月  
林野庁

# 目次

1. 調査の概要	2
2. 回答者の概要	3
3. 価格決定の方法	4
4. 価格交渉の実施状況	5
4-1. 価格決定時の価格交渉	6
4-2. コスト上昇時の価格交渉	7
5. 価格転嫁の状況	11
6. 受注者にとって不利益・不合理な商慣習	16
7. 価格転嫁に向けた望ましい取引事例	19
8. まとめ	20

# 1. 調査の概要

## 目的

木材取引における価格交渉や価格転嫁、不合理な商慣習等の実態を把握し、これを踏まえ、木材サプライチェーンの全ての関係者に対し、改善すべき商慣習や望ましい取引形態等を示すことで、林業・木材産業における価格転嫁・取引適正化の推進に繋げる。

## 対象者

林業・木材産業事業者(業界団体を通じて調査)

## 調査項目

- ① 価格交渉、価格転嫁の状況
- ② 受注者にとって不合理・不利益な取引、価格転嫁に向けた望ましい取引の事例

## 期間

令和7年6月26日(水)～7月25日(金)

## 方法

Microsoft Formsによるアンケート

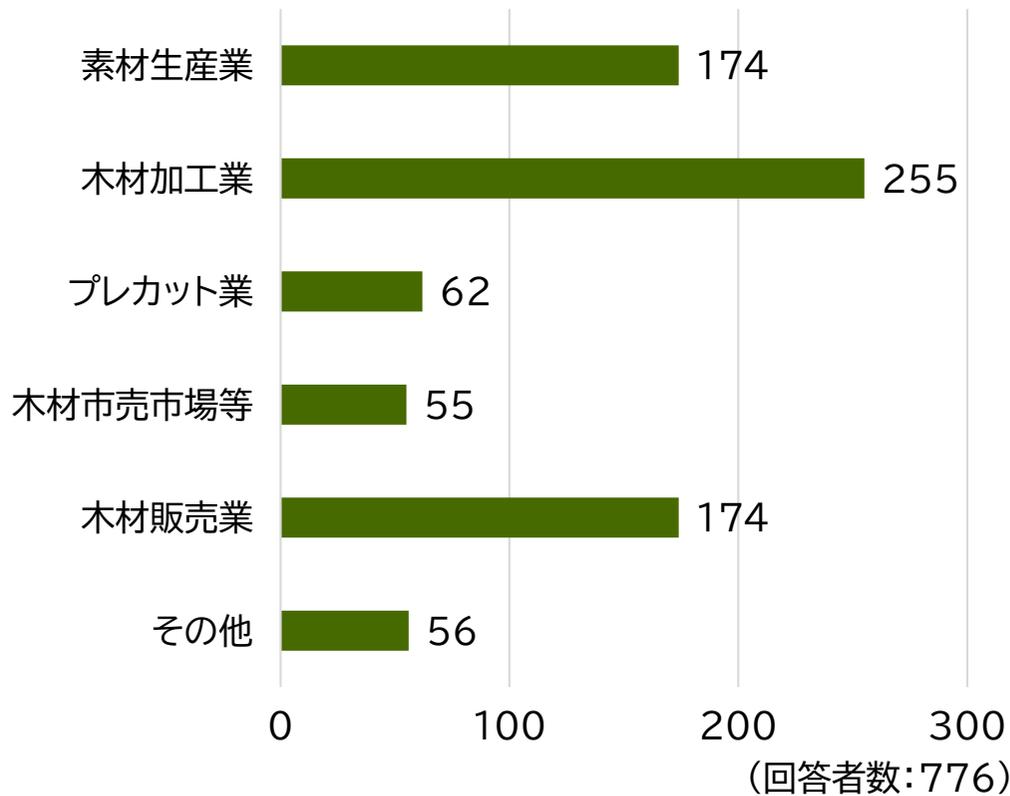
## 回答者数

776者

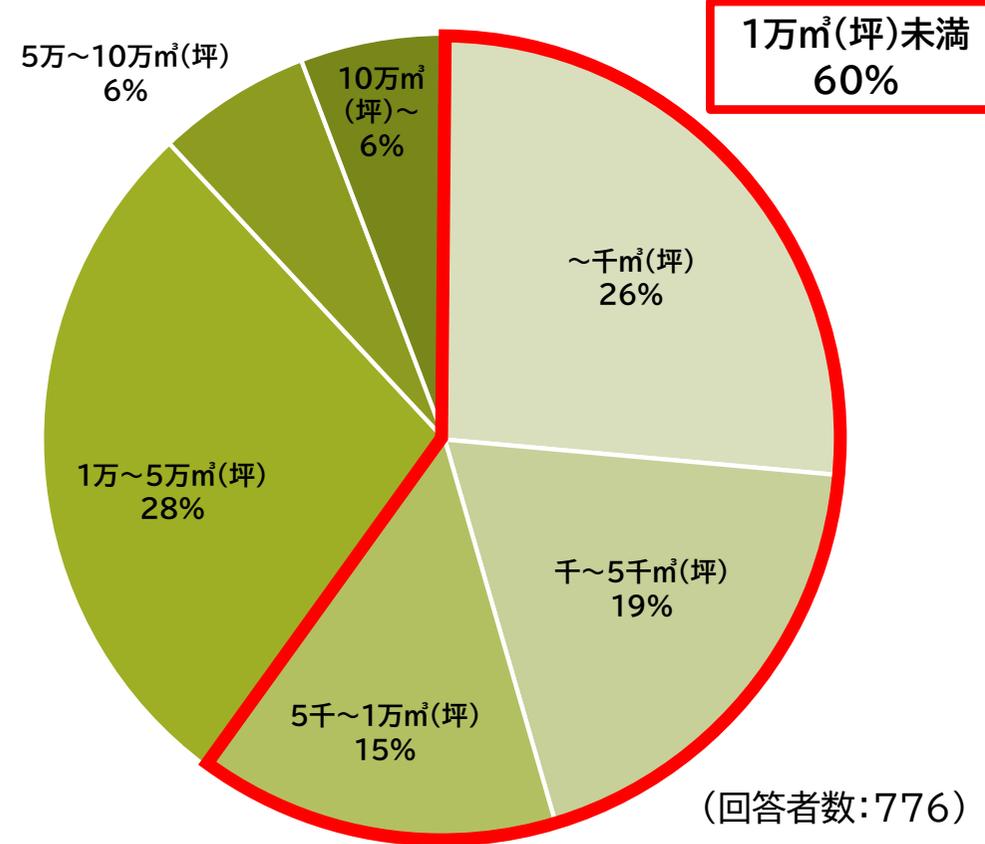
## 2. 回答者の概要(業種・事業規模)

- 回答者の業種は、木材加工業(製材、合板、集成材、チップ工場等)が255件と最も多かった。
- また、事業者のうち、事業規模が1万㎡(坪)未満の者が半数以上(6割)を占めていた。

### 業種



### 事業規模(2024年度)

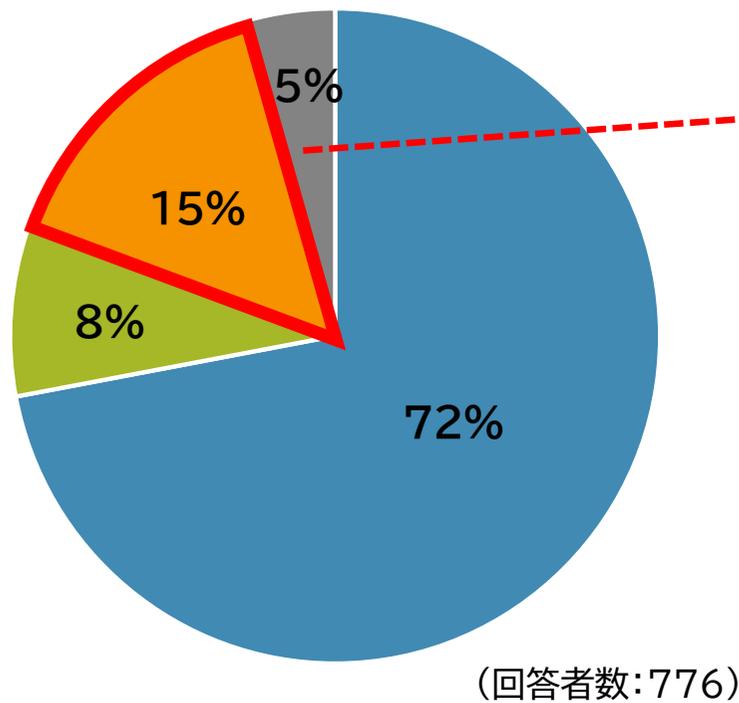


- 注1:木材加工業は、製材工場、集成材工場、合板・単板・LVL工場、チップ工場と回答した者  
注2:木材市売市場等は、原木市場(木材センターを含む)、製品市場(木材センターを含む)と回答した者  
注3:木材販売業は、木材販売業(問屋・小売・商社)と回答した者

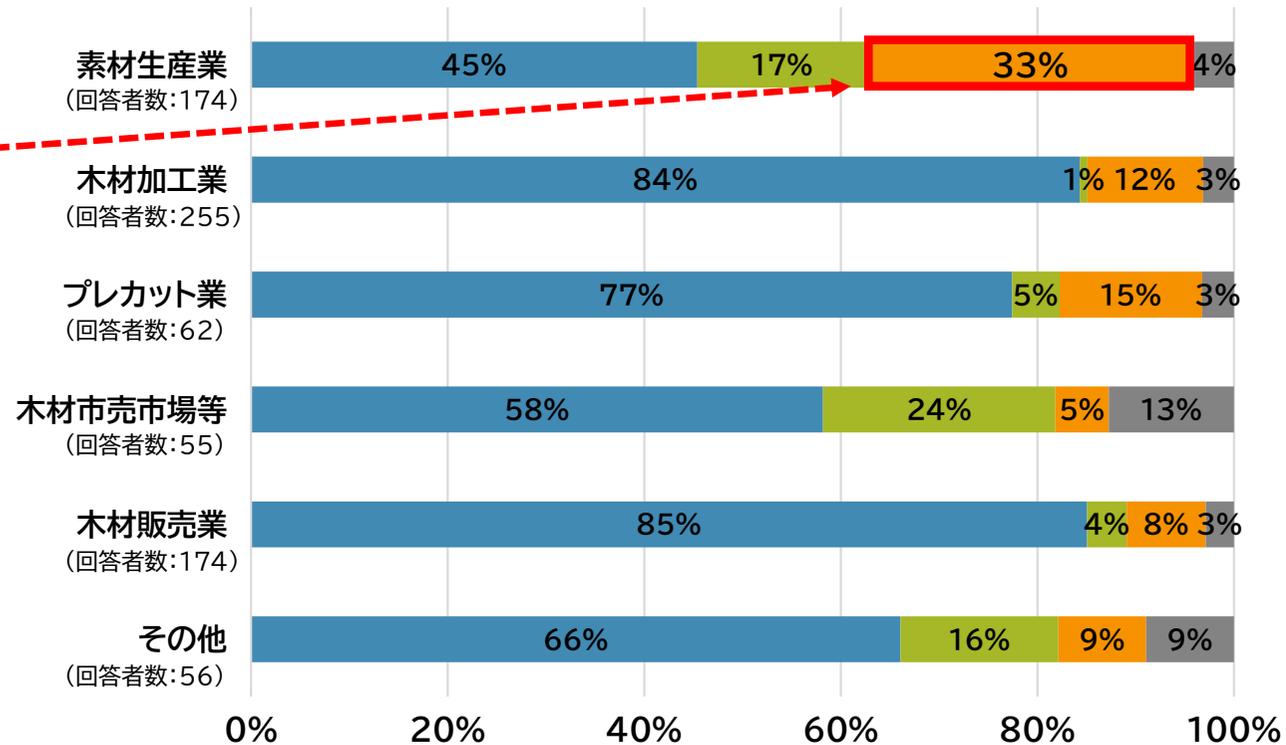
# 3. 価格決定の方法

- 価格決定の方法については、相対交渉による場合が多く、全体の7割を占めていた。
- 業種別では、素材生産業が、他業種と比べ、発注者側企業からの提案(価格に関する協議なし)により価格決定している割合が高かった(約3割)。

### 価格決定の方法



### 業種別

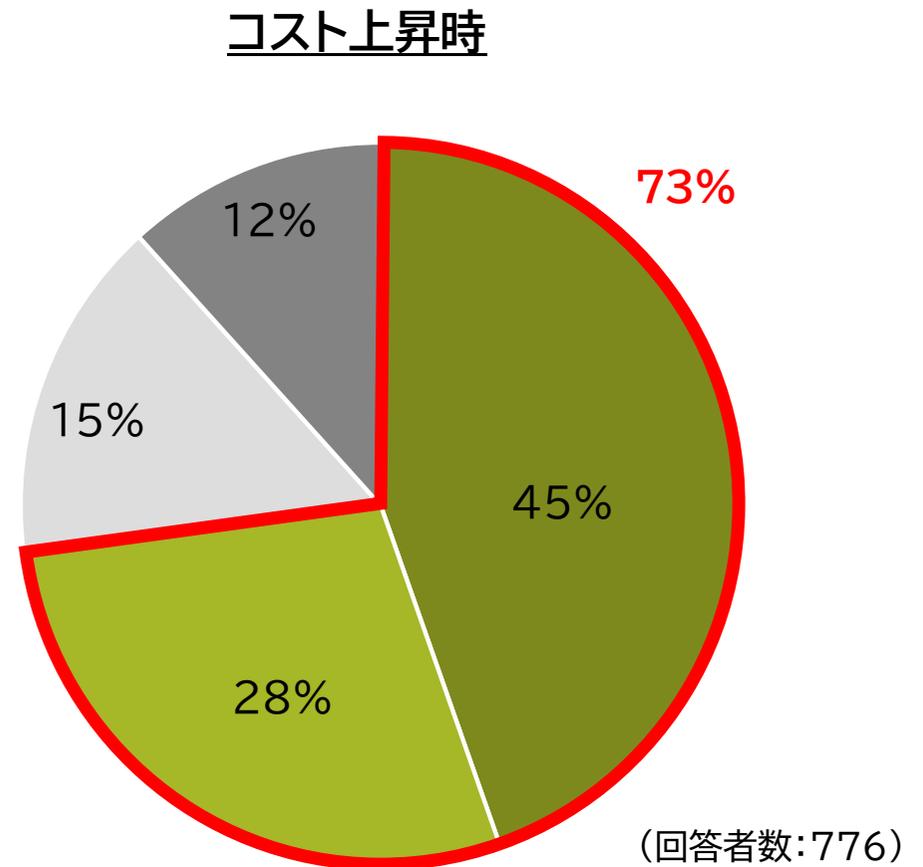
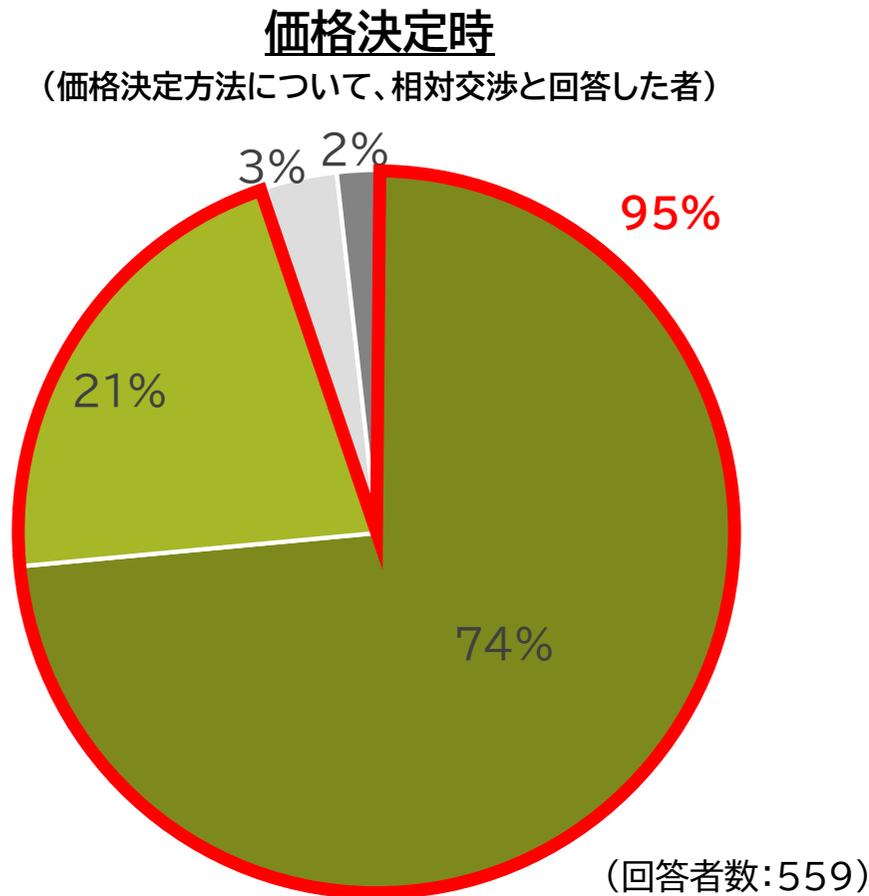


■ 相対交渉 ■ 入札 ■ 発注側企業からの提案 ■ その他  
(価格に関する協議なし)

# 4. 価格交渉の実施状況

- 価格決定方法を「相対交渉」と回答した者のうち9割以上が、価格決定時に価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答。
- 全回答者のうち7割以上が、コスト上昇時に価格交渉を「概ね又は一部実施できた」と回答。

## 価格交渉の実施状況(2024年度)



■ 概ね実施できた   ■ 一部実施できた   ■ あまり実施できなかった   ■ 全く実施できなかった

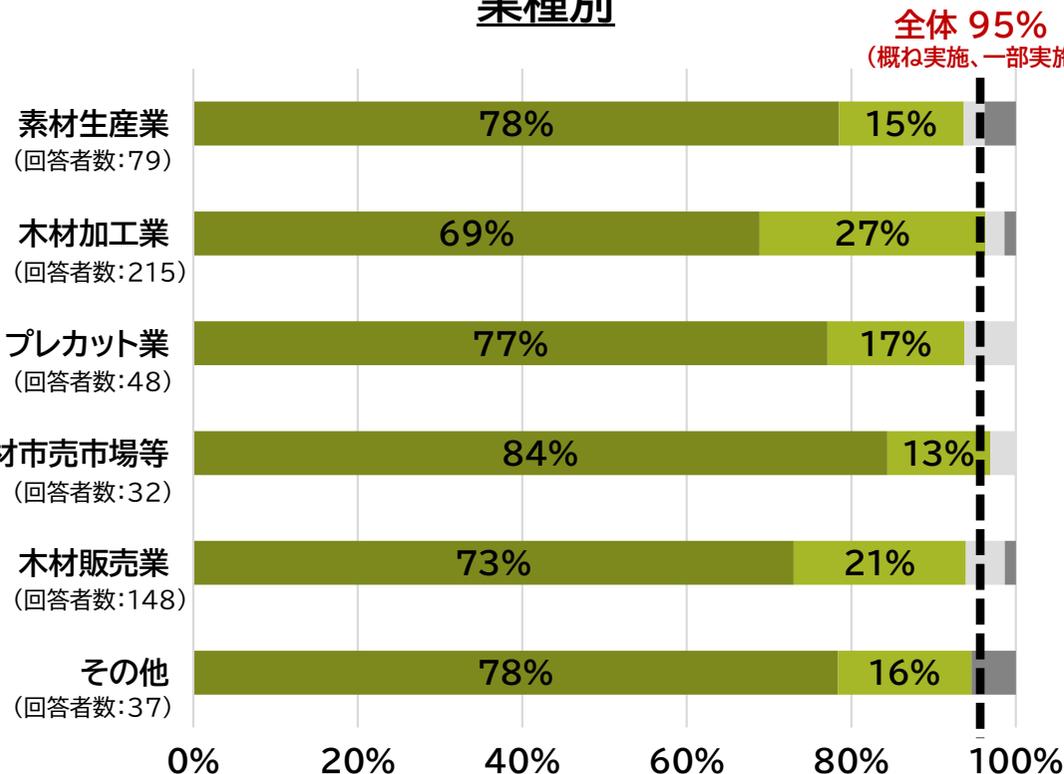
# 4-1. 価格決定時の価格交渉(業種別、事業規模別)

- 価格決定時の価格交渉について、業種別では、「概ね又は一部実施できた」の割合は、各業種とも全体の傾向と同様であった。
- 事業規模別では、5万㎡(坪)以上の事業者において、「概ね又は一部実施できた」の割合が他と比べ高かった。(99%)

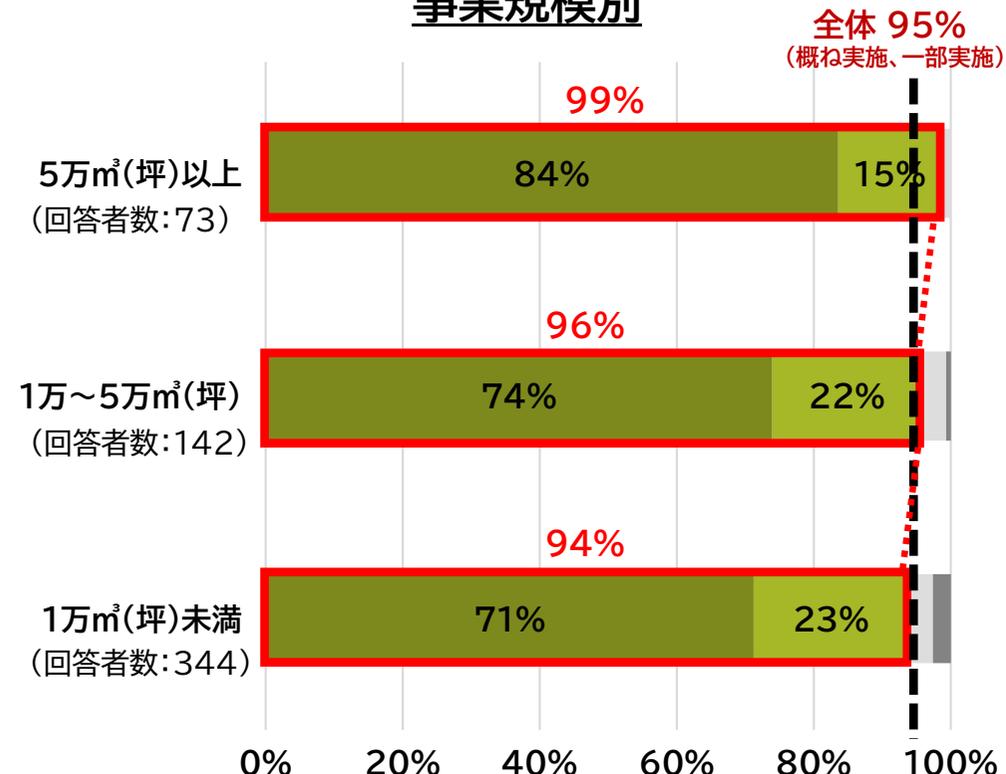
## 価格決定時における価格交渉の実施状況(2024年度)

(価格決定方法について、相対交渉と回答した者)

### 業種別



### 事業規模別



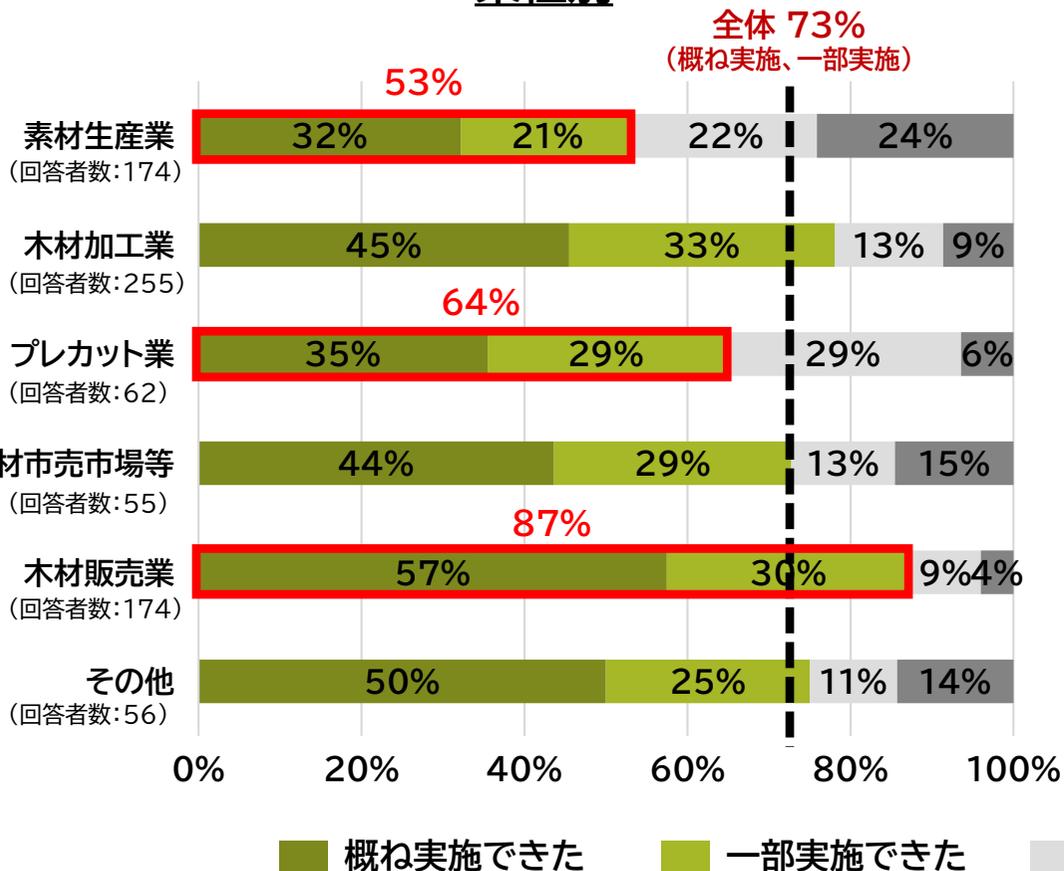
概ね実施できた
  一部実施できた
  あまり実施できなかった
  全く実施できなかった

## 4-2. コスト上昇時の価格交渉(業種別、事業規模別)

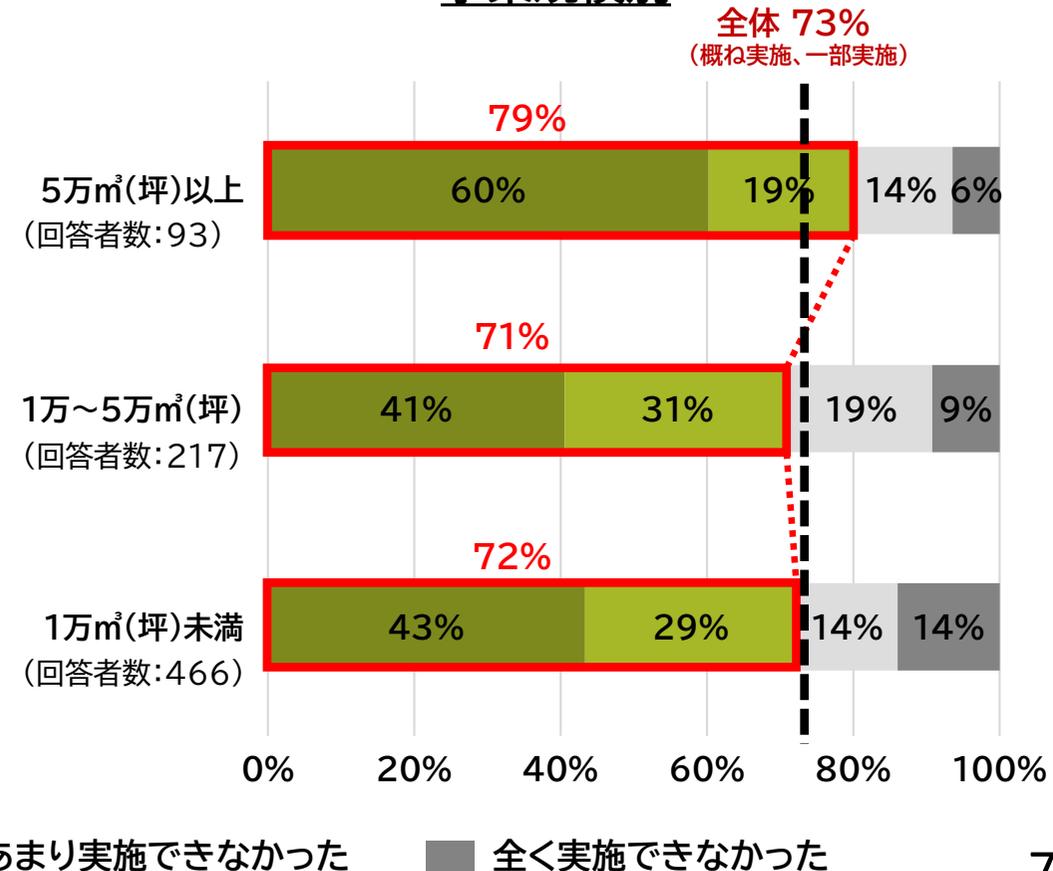
- 業種別では、木材販売業において、「概ね又は一部実施できた」割合が全体と比べて高く、素材生産業やプレカット業では全体よりも低かった。
- 事業規模別では、5万㎡(坪)以上において、「概ね又は一部実施できた」割合が全体より高かった。

### コスト上昇時における価格交渉の実施状況(2024年度)

#### 業種別



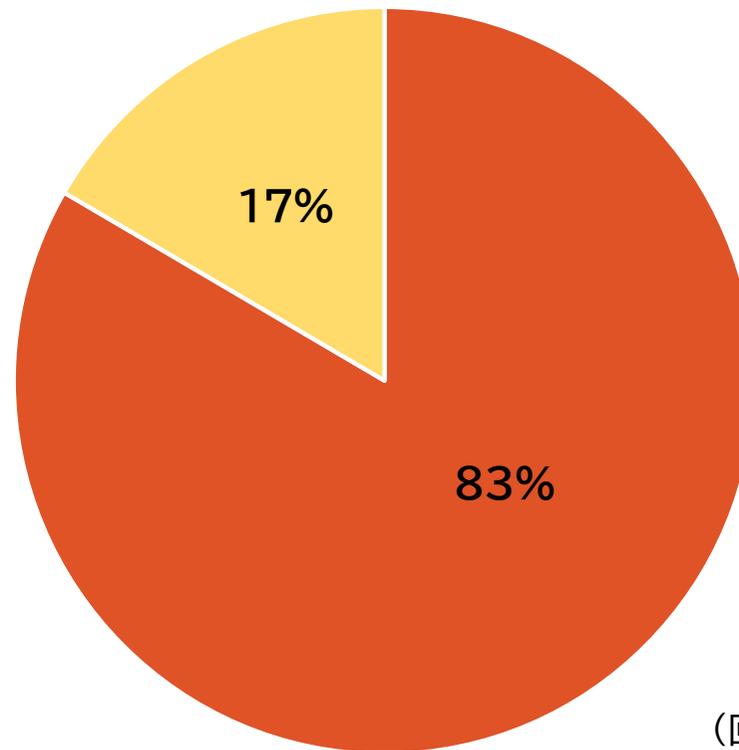
#### 事業規模別



## 4-2. コスト上昇時の価格交渉(交渉の申し入れ)

- 「価格交渉を概ね又一部実施できた者」のうち、約8割が受注者側からの申し入れであった。

価格交渉の申し入れ(2024年度)  
(価格交渉を概ね又は一部実施した者)



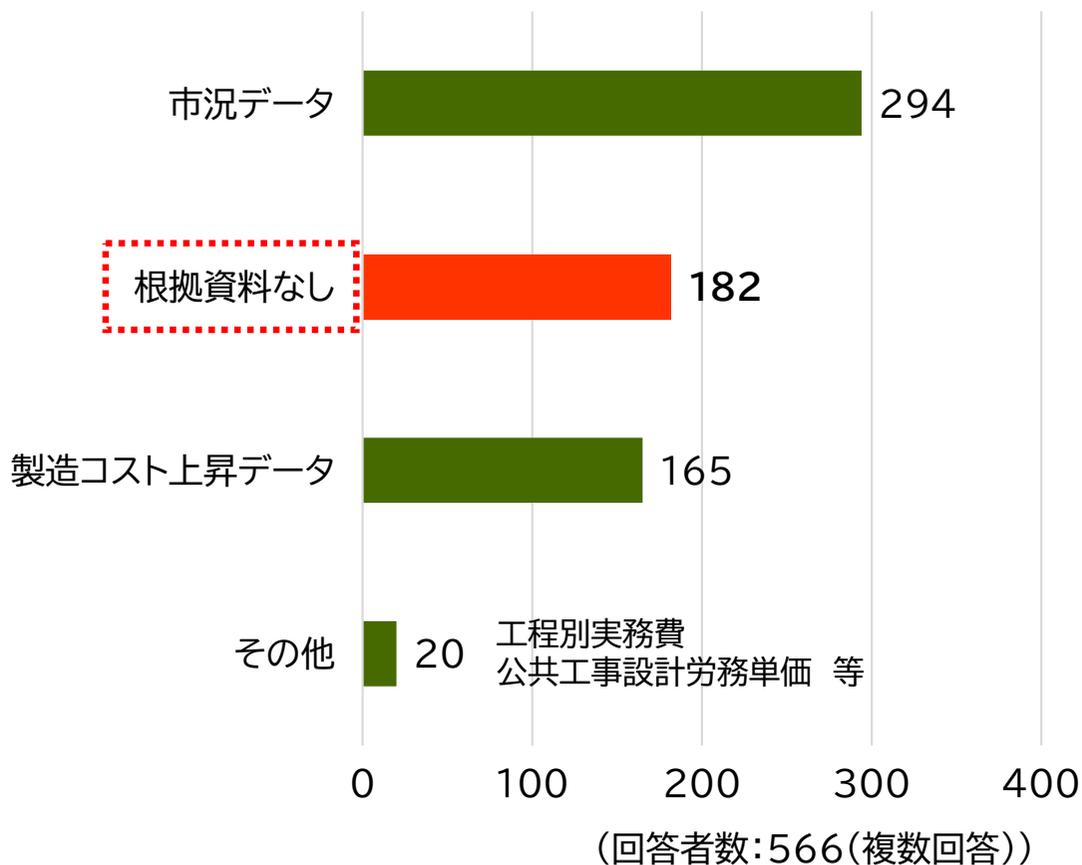
■ 受注者側からの申し入れ    ■ 発注者側からの申し入れ

## 4-2. コスト上昇時の価格交渉(交渉に用いる資料)

- 価格交渉に用いる資料としては、市況データが最も多く、次いで製造コスト上昇を示すデータであった。
- 一方、交渉に当たり、根拠資料を用いていない者も多く、回答数の約3割(182件)を占めた。
- 価格転嫁が必要となるコスト上昇分のデータについては、半数以上が整理していなかった。

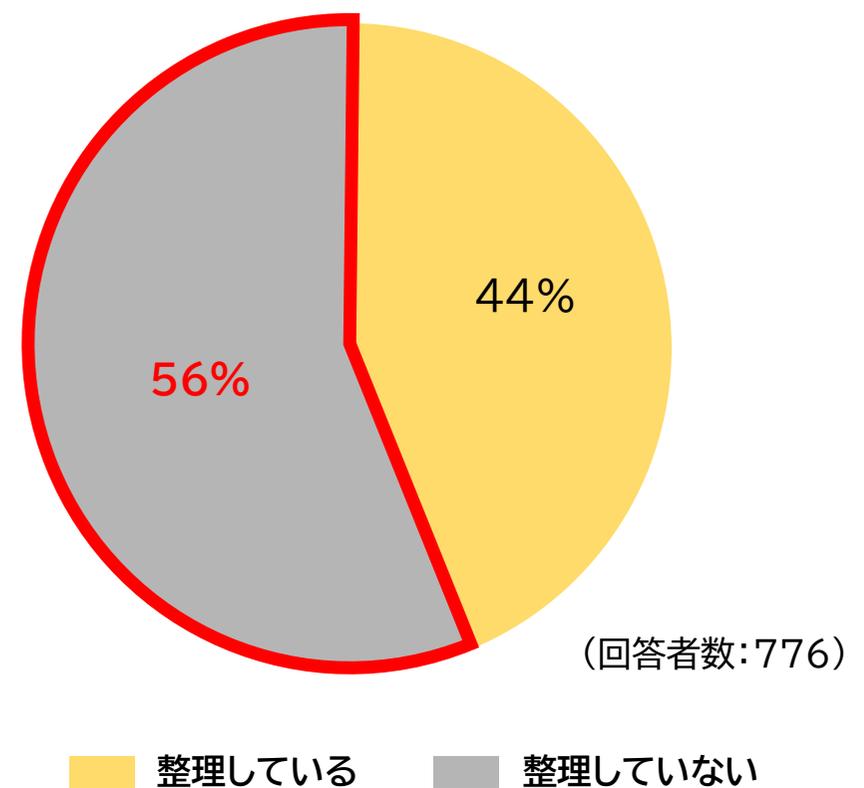
### 価格交渉に用いた資料

(価格交渉を概ね又は一部実施した者)



### コスト上昇データの整理状況

(全体)



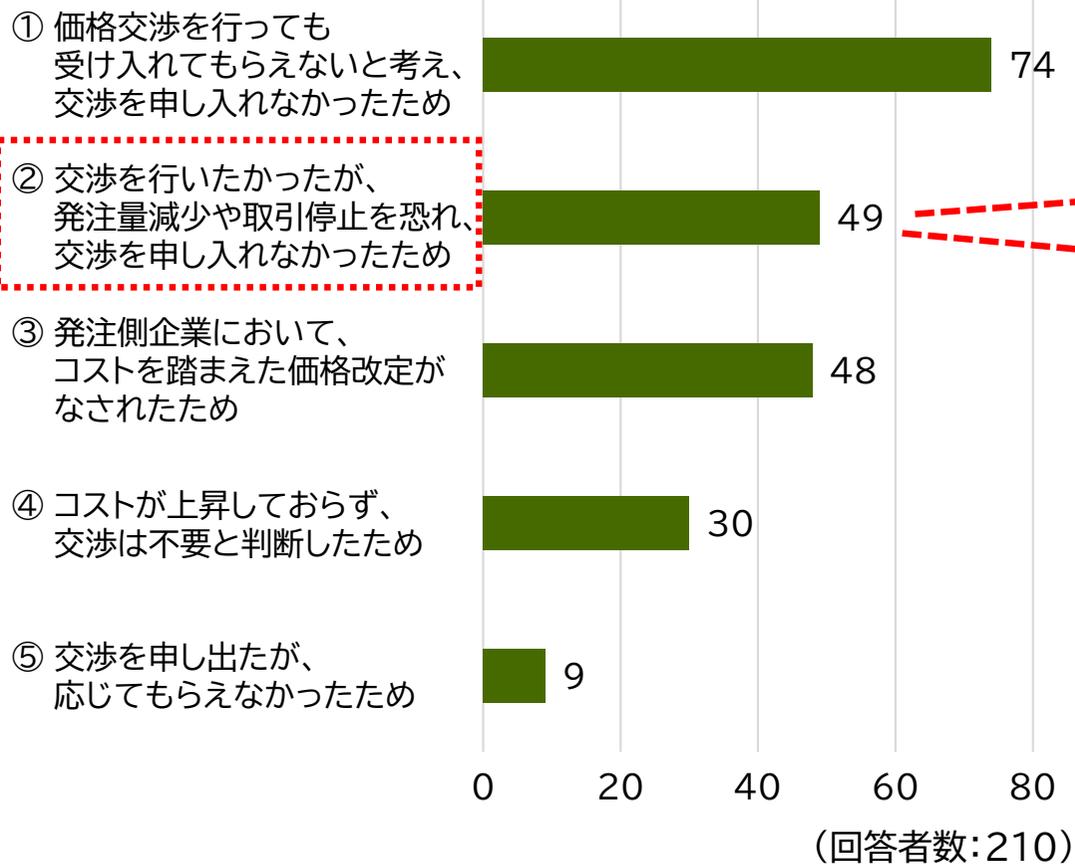
# 4-2. コスト上昇時の価格交渉(交渉が行われなかった理由)

- コスト上昇時の価格交渉を「ほとんど又は全く実施出来なかった者」における価格交渉が行われなかった理由は、「価格交渉を行っても受け入れてもらえないため」が74件と最も多かった。
- 他方、木材加工業やプレカット業では、「発注量減少や取引停止を恐れたため」の割合が多かった。

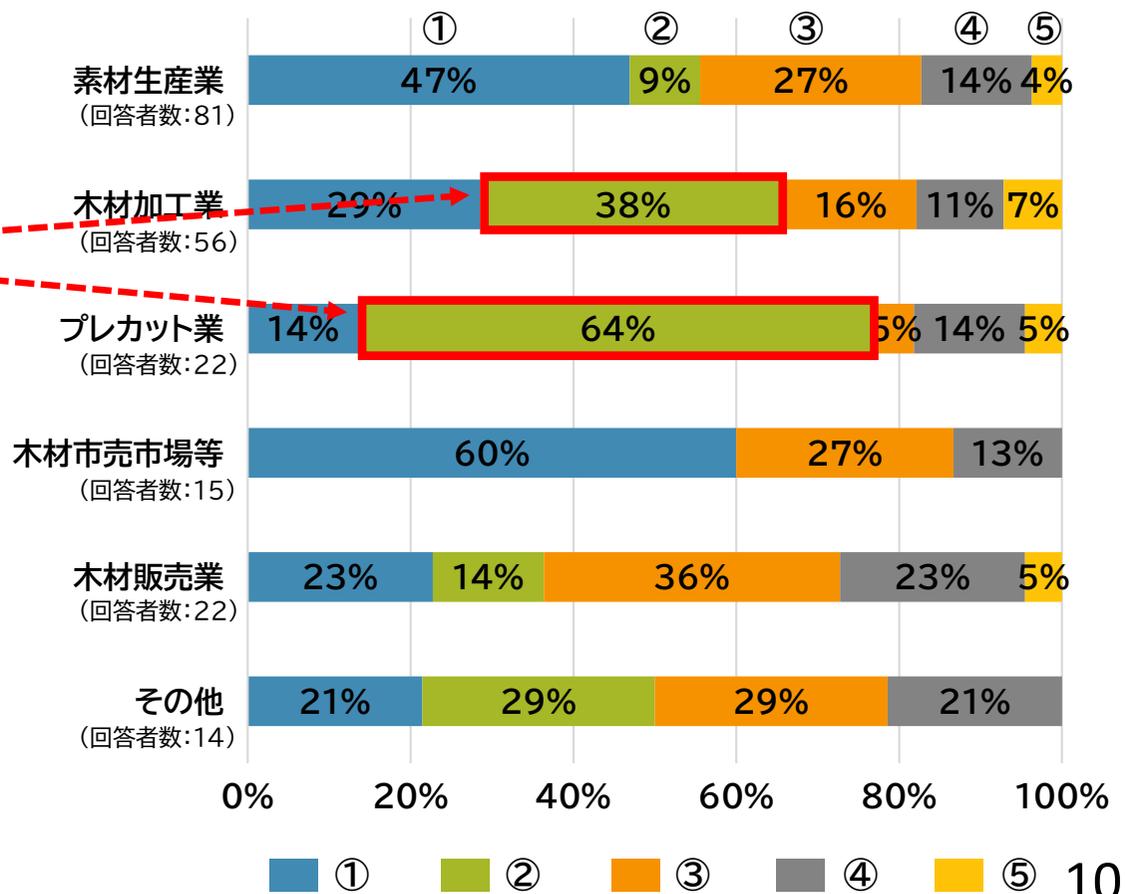
## 価格交渉が行われなかった理由

(コスト上昇時の価格交渉について、ほとんど又は全く実施できなかったと回答した者)

### 全回答



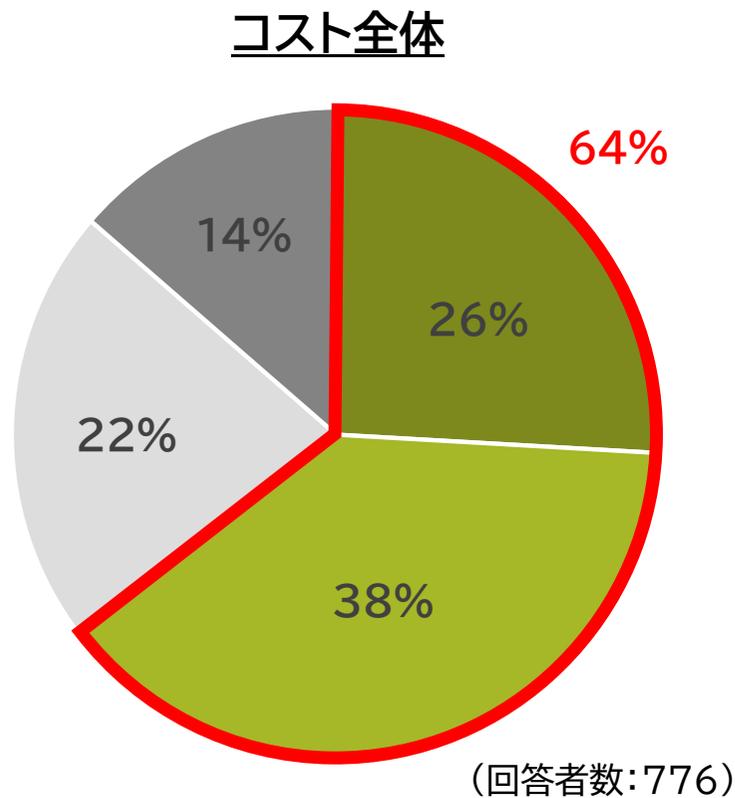
### 業種別



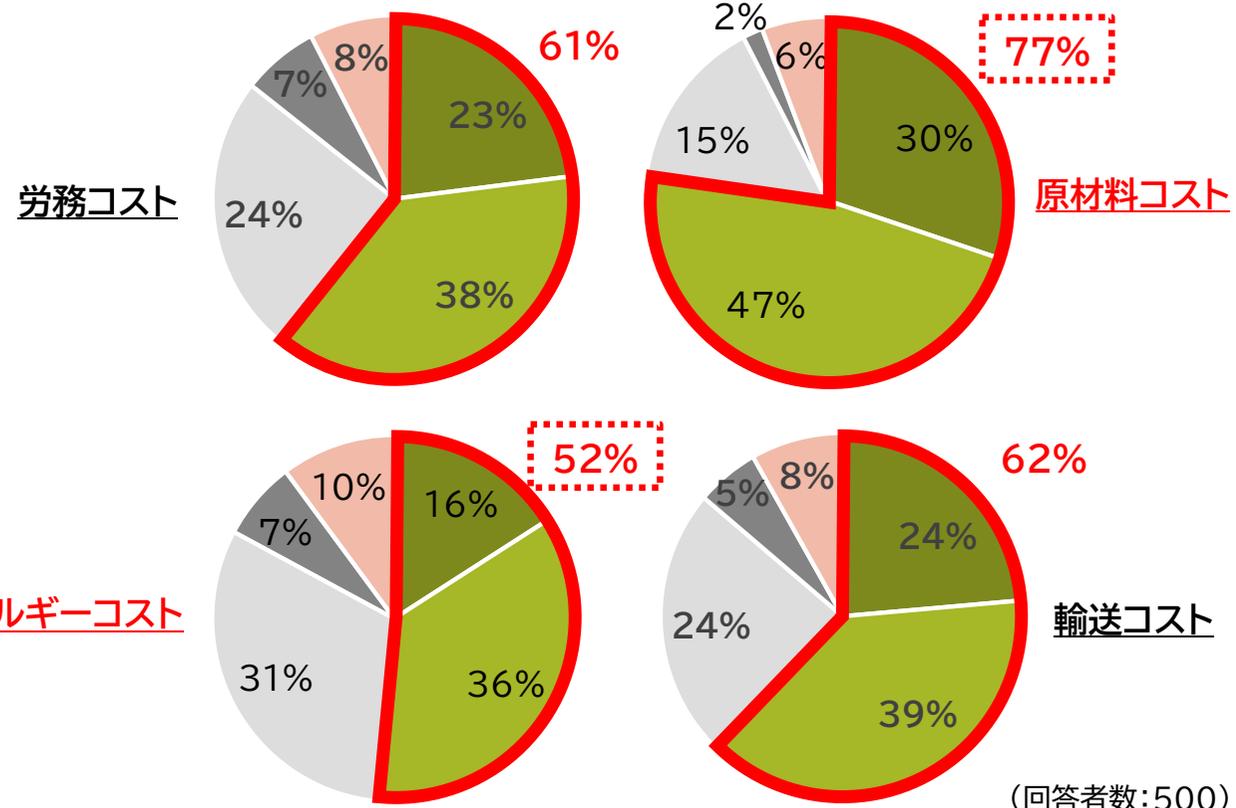
# 5. 価格転嫁の状況

- 価格転嫁について、コスト全体では、「概ね又は一部実施できた」は約6割であった。
- これらのうち、コスト別では、原材料コストの転嫁を「概ね又は一部実施できた」は約8割と高かったが、エネルギーコストの転嫁を「概ね又は一部実施できた」は約5割と低かった。

## コスト上昇分の価格転嫁の状況(2024年度)



### コスト別 (価格転嫁を概ね又は一部実施できたと回答した者)

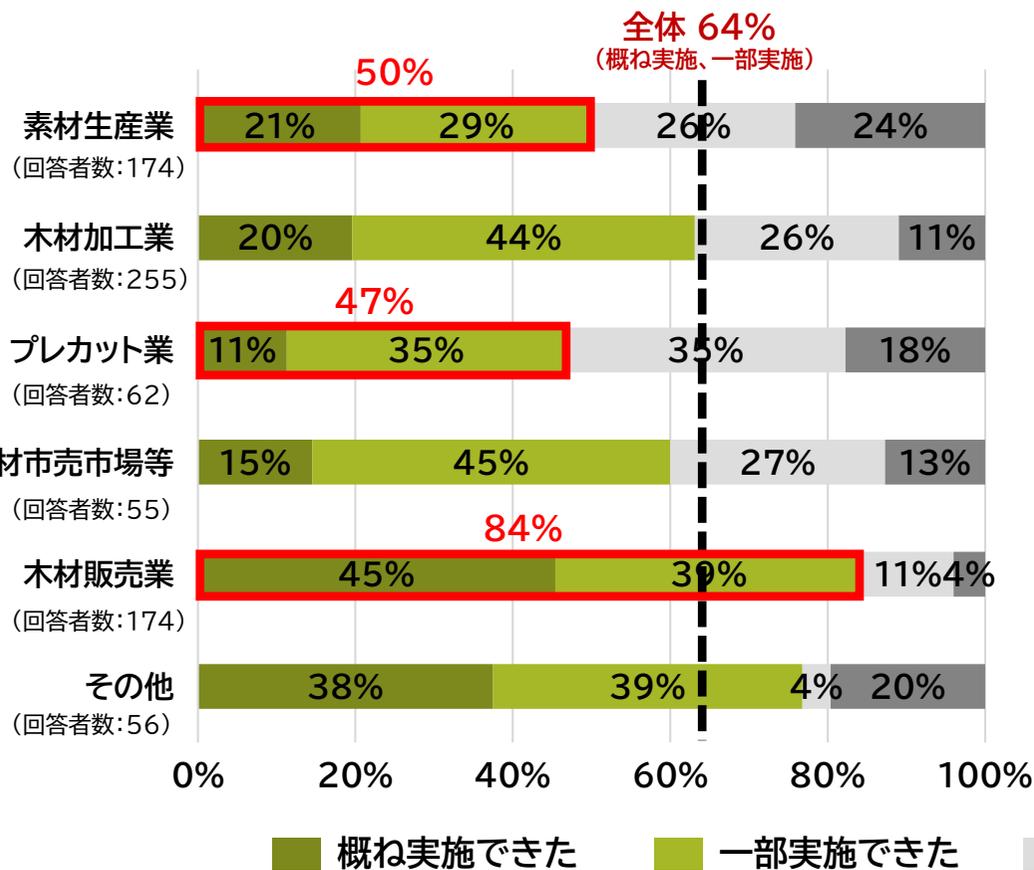


# 5. 価格転嫁の状況(業種別、事業規模別)

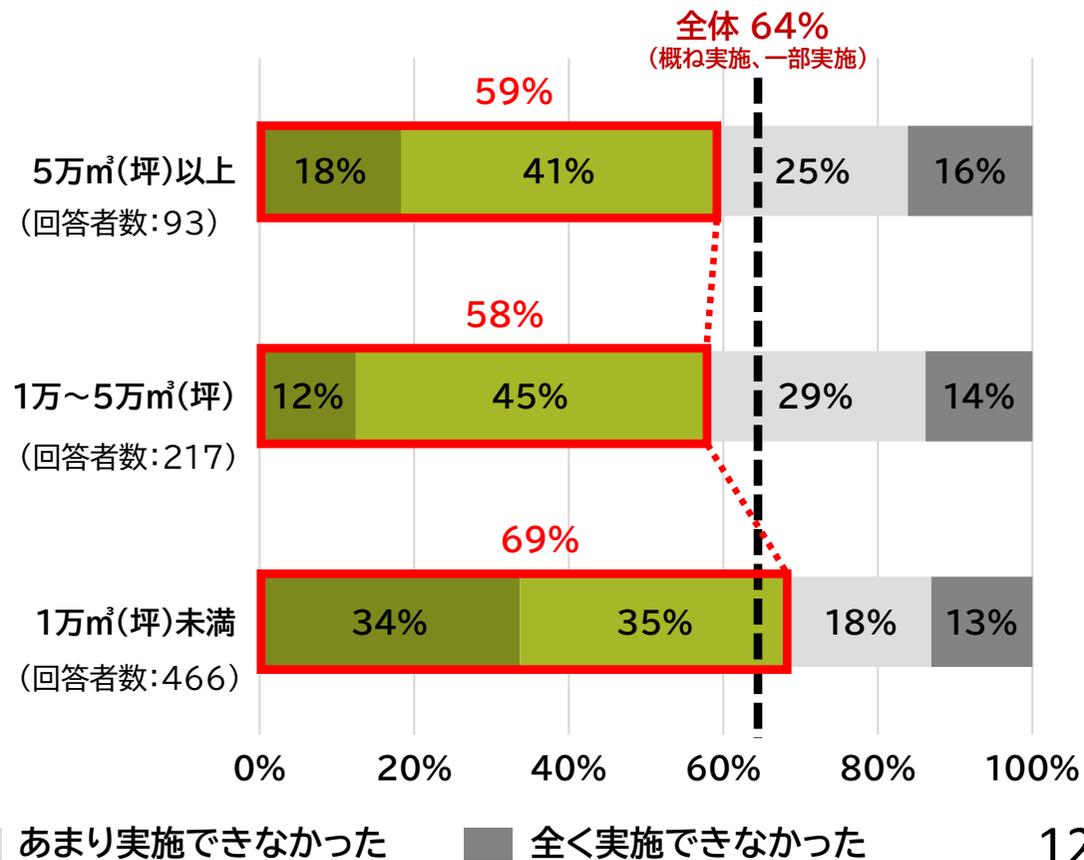
- 業種別では、木材販売業において、「概ね又は一部実施できた」割合が全体と比べて高く、素材生産業やプレカット業では全体よりも低かった。(コスト上昇時の価格交渉と同様の傾向。)
- 事業規模別では、1万㎡(坪)未満において、「概ね又は一部実施できた」が高い割合であった。(1万㎡(坪)未満の業種では、木材販売業の割合が多い。)

## コスト上昇分の価格転嫁の状況(2024年度)

### 業種別



### 事業規模別

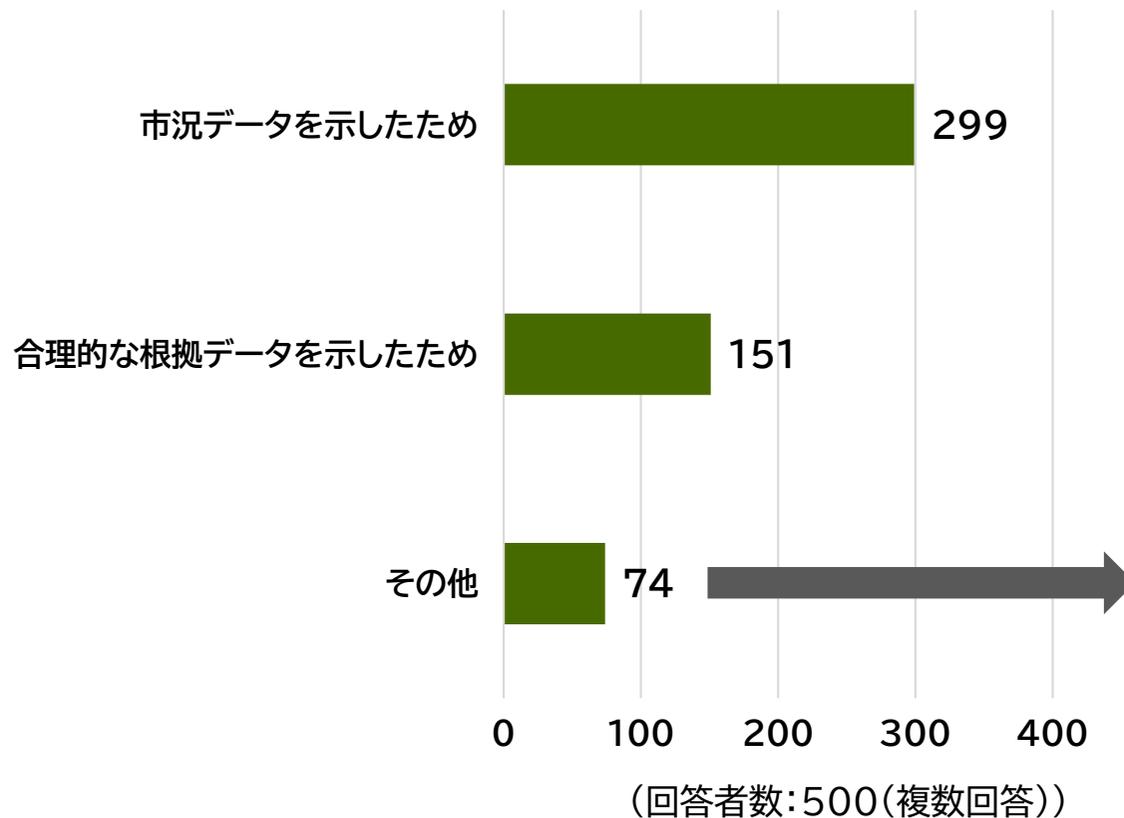


# 5. 価格転嫁の状況(価格転嫁できた理由)

- 価格転嫁を概ね又は一部実施できた者における価格転嫁できた理由については、「市況データを示したため」(299件)が、「合理的な根拠データを示したため」(151件)よりも多かった。

## 価格転嫁できた理由

(価格転嫁を概ね又は一部実施できたと回答した者)



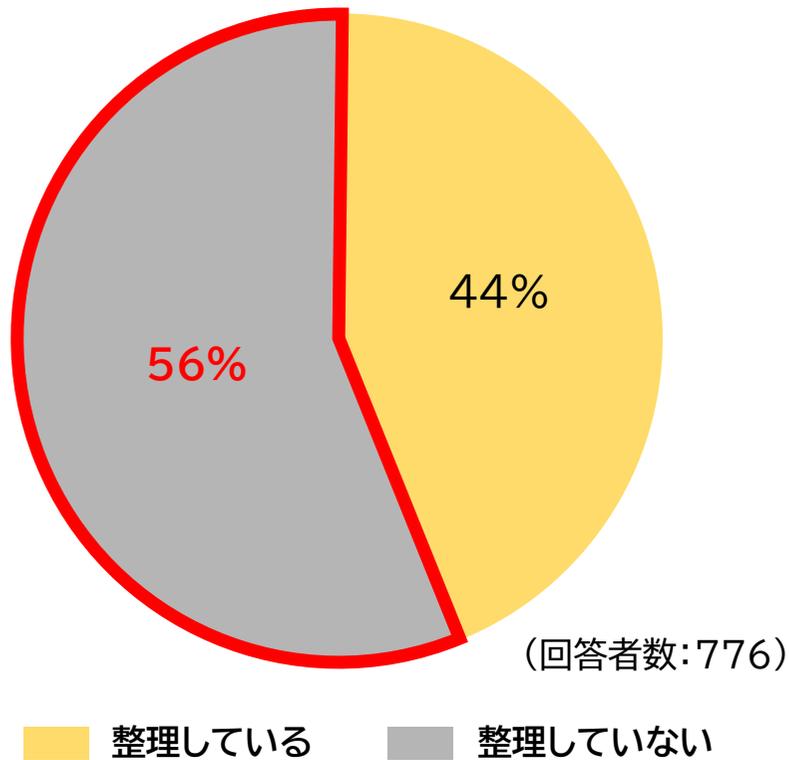
### 「その他」(74件)の主な回答内容

- ・ カタログ価格の改定により価格を上昇させたため
- ・ 価格上昇分も含んだ見積書を提出しているため
- ・ 随時、見積書を提出しているため
- ・ 今後の取引における持続可能性を示したため
- ・ 価格以外のところで譲歩案を示したため
- ・ 実際の仕入れ価格で判断してもらったため
- ・ 元請け企業による価格転嫁の了承があったため
- ・ 口頭での話し合いを行ったため
- ・ 対等な関係を構築することができたため
- ・ 相互の信用があったため
- ・ 報道等によりコスト上昇の共通認識が図られているため 等

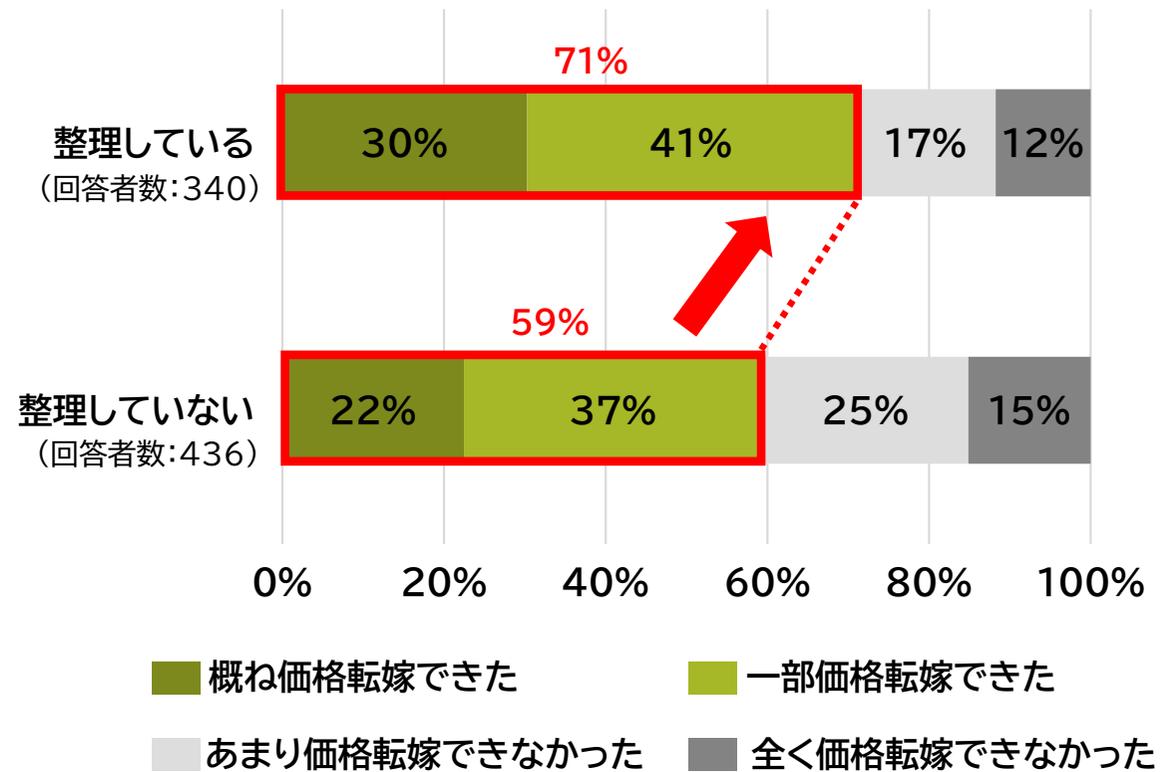
# 5. 価格転嫁の状況(コスト上昇データの整理)

- 価格転嫁が必要なコスト上昇分のデータについては、半数以上が整理していなかった。(再掲)
- コスト上昇データを整理している者では、「価格転嫁を概ね又は一部実施できた」が7割であったが、コスト上昇データを整理していない者では6割と、整理している者より低かった。

コスト上昇データの整理状況(再掲)



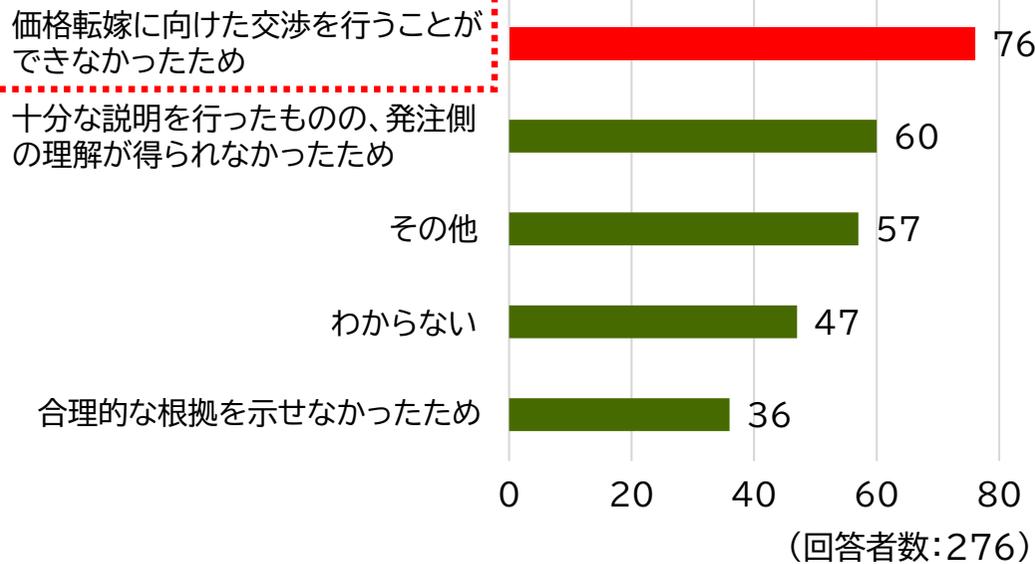
価格転嫁の状況  
(コスト上昇データの整理別)



# 5. 価格転嫁の状況(価格転嫁できなかった理由)

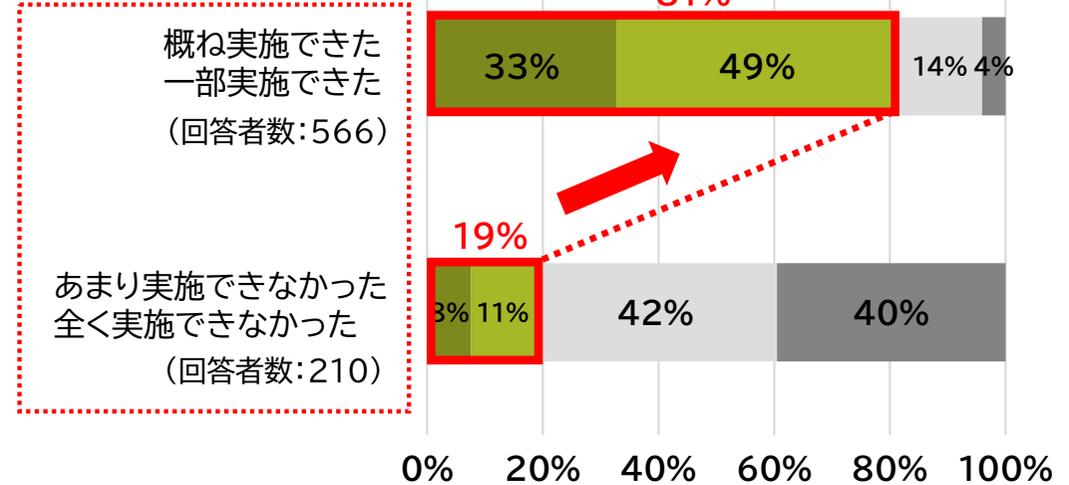
- 価格転嫁できなかった理由としては、「価格交渉を行うことができなかったため」(76件)が最も多く、次いで、「十分な説明を行ったものの、発注側の理解が得られなかったため」(60件)が多かった。
- 「価格交渉をほとんど又は全く実施できなかった者」のうち、「価格転嫁を概ね又は一部実施できた」は2割と低く、一方、「価格交渉を概ね又は一部実施できた者」では、8割と高かった。

### 価格転嫁できなかった理由



### 価格交渉の実施別の価格転嫁の状況

#### コスト上昇時の価格交渉



- 概ね価格転嫁できた
- 一部価格転嫁できた
- あまり価格転嫁できなかった
- 全く価格転嫁できなかった

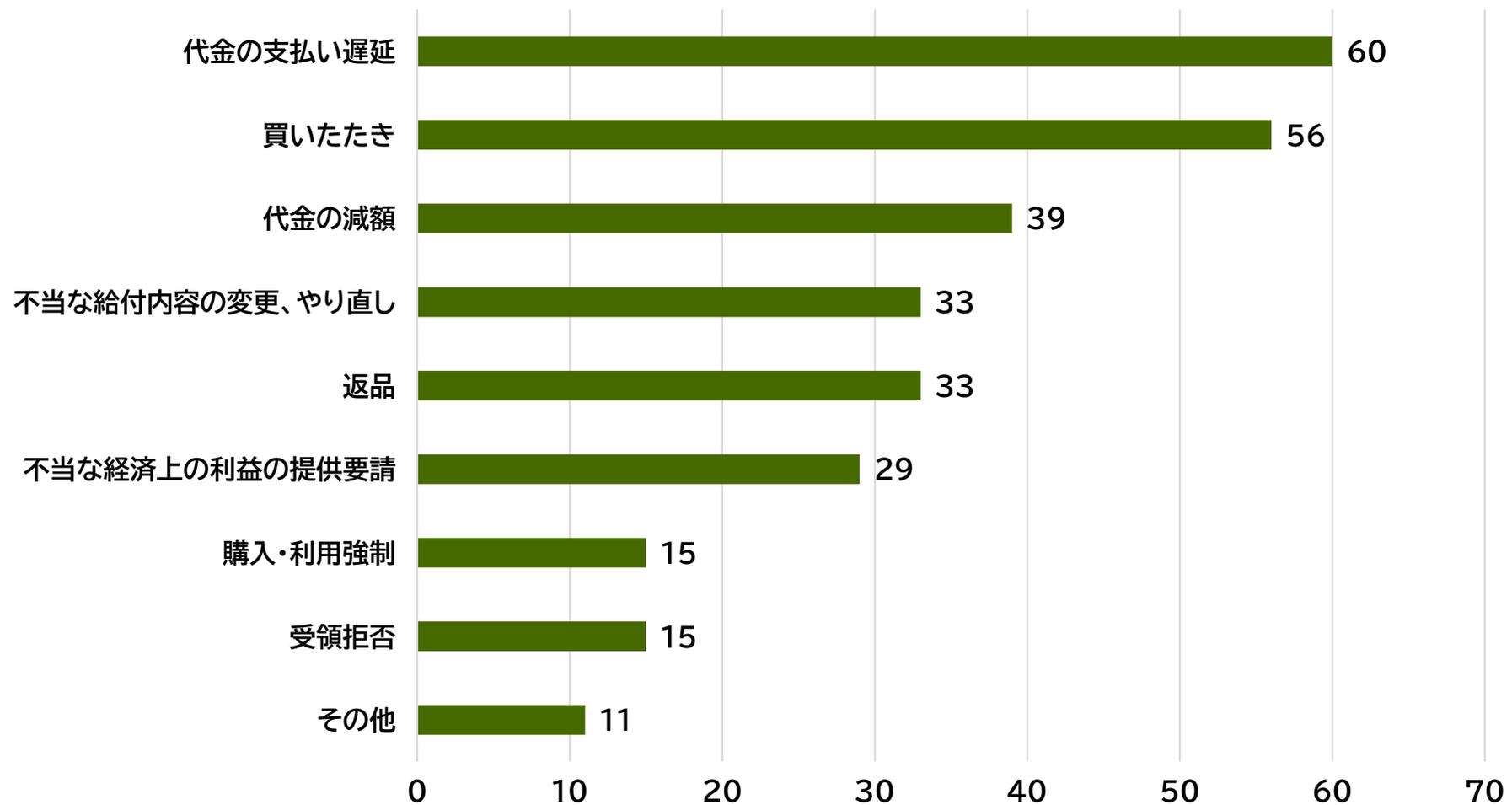
#### 「その他」(56件)の主な回答内容

- 需要が減少するなか、受注を獲得する必要があるため
- 値上げをすると受注が減るため
- 競合他社の価格を提示され、対応を飲まざるを得なかったため
- 他の事業者が安値で販売しているため
- 市場価格が上がらなかったため
- 製品が値上げできていない中、原料価格を上げられないとされたため
- FIT制度により価格が固定されているため 等

## 6. 受注者にとって不利益・不合理な商慣習

- 発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例は、「代金の支払い遅延」(60件)が最も多く、次いで、「買ったたき」(56件)が多かった。

### 発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例(2024年度)



(回答者数:152(複数回答))

## 6. 受注者にとって不合理・不利益な商慣習(個別事例①)

業種	受注者にとって不合理・不利益な取引事例
素材生産業	<ul style="list-style-type: none"><li>・銀行振込手数料の受注者負担は以前からあり、金額にかかわらず引かれて支払われることがある。</li><li>・製材品の販売量の減少という理由で、原木の受入れ制限や取引価格の減額を一方的に実施された。</li></ul>
木材加工業	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでの商慣習から発注者側における運賃に対する理解が少なく、少量の出荷でも運賃込みの単価でしか取引してもらえない。</li><li>・納品後の減額要求、取引停止をちらつかせた資材購入要求などをされることがある。</li><li>・振込手数料の負担をお願いしているのに、差引いて振り込んでくる。売買契約時に強制的に振込手数料を差引くことへの合意を求めてくる。</li><li>・現場美化会費など、製造メーカーとしては関係ない会費を徴収される。友の会会費・保険料控除・割引料の名目で清算後に値引きされる。</li><li>・発注側が一方的に価格を決定する。納入価格に関し、発注者、受注者双方での協議がなされたことがない。</li><li>・いまだに現金払いの場合の金利割引が横行している。</li></ul>

## 6. 受注者にとって不合理・不利益な商慣習(個別事例②)

業種	受注者にとって不合理・不利益な取引事例
プレカット業	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕入代金の値上げや経費増額分の費用の受け入れの交渉をするも受け入れてもらえず、提示金額に応じて仕事量が変わる。</li><li>・発注者より指定部材を指定価格で購買させられるが、買い戻しの際は【枚・本単価】ではなく【建物価格・坪単価】にインクルーズされてしまい販売価格に反映されにくい状態になっているケースがある。</li><li>・大手ビルダーは坪単価で価格取り決めがされているが、想定よりも材料が多くなり追加納品を求められても、超過分の費用請求ができない。</li><li>・取引先のビルダー等が導入した現場管理システムの利用料を負担している。</li><li>・『他の業者も行っている・いつもそうしている』という理由で資材の無償提供させられる。</li><li>・価格決定時に他社の廉価な価格を提示され、歩み寄りを要求された。</li><li>・明確な根拠のない安全協力費・システム利用料を請求される(定額や売上に対する割合など)</li></ul>
木材市売市場等	<ul style="list-style-type: none"><li>・取扱い量の多かった頃に配送を無償サービスで行っていたことがあり、その商習慣から、今も配送の無償サービスの提供依頼が多くある。</li></ul>
木材販売業	<ul style="list-style-type: none"><li>・納品時の材料検査は合格していたが、発注者がその材料を下請け加工事業者に加工委託した際、当該下請け加工事業者が発注者へ補修代金を請求し、その補修代金の一部を当社に請求された。</li><li>・別の取引で回収可能という理由で、支払い遅延をされる。</li></ul>

# 7. 価格転嫁に向けた望ましい取引事例(個別事例)

業種	価格転嫁に向けた望ましい取引事例
素材生産業	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期的に買取価格の見直しをしてもらっており、概ね合意できる内容を提示されている。</li><li>・三か月に一回、発注側企業と価格調整会議を行っている。</li></ul>
木材加工業	<ul style="list-style-type: none"><li>・発注側企業から市況の状況、買い手の傾向を伝えてもらうことで、生産計画に反映することができた。生産者側としては、販売先の状況がつかめないことが多いので、価格転嫁に向けて、情報交換を密におこなうことや、販売先に出向くことも必要。</li><li>・特定メーカーの安値より、自社との長期安定取引を優先してもらっている。</li></ul>
プレカット業	<ul style="list-style-type: none"><li>・注文住宅は建物形状が様々なものが多いにも関わらず坪単価での取引が多く見受けられるが、なかには、使用した木材材積に応じて都度価格決定をしてもらえるビルダーもいる。その場合、市場価格に見合った交渉が出来るため、価格転嫁の根拠が示しやすい。</li><li>・住宅メーカーのなかには、販売価格の設定において「材料費」「加工賃(加工単位ごとの価格設定)」「運賃」などの要素が細分化されている取引もあり、その場合は相互に納得のいく建設的な話し合いができる。</li></ul>
木材市売市場等	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸入資材は為替の変動が大きく影響するため、一部の発注側企業とは3ヶ月間程度の平均為替を用いて定期的な価格改正を行う仕組みを導入している。これにより、概ねタイムリーに適正価格の設定が可能。</li></ul>

# 8. まとめ

## 1. 価格交渉、価格転嫁の実施

- 価格転嫁に向けては、受注者において、生産コストや市況に関するデータ等を整理した上で、発注者に対し、積極的に価格交渉を行うことが重要。
- 併せて、発注者において、受注者からの価格交渉の申し入れに応じる、定期的に価格交渉の場を設けるなど、価格転嫁の必要性について理解を深めることも必要。

## 2. 取引の適正化

- 木材の取引において、「代金の支払い遅延」や「買ったたき」、「代金の減額」など、発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例が報告された。
- 一方で、定期的な買取価格の見直しや、価格改定に向けた協議の実施など、価格転嫁に向けた望ましい事例も報告された。

アンケート結果を踏まえ、国が作成するガイドラインにおいて、価格交渉の重要性を示すとともに、改善すべき商慣習や望ましい取引事例等を示し、価格転嫁及び取引適正化を推進。



# 林業・木材産業における 適正取引推進ガイドラインについて

---

令和8年3月  
林野庁

# 目 次

---

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景	2
2. 適正取引推進ガイドラインの基本的な考え方	5
3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について	10
4. 望ましい取引形態の確立に向けた取組	13

# 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

## 価格転嫁・取引適正化の推進の必要性

- ・我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、重要な局面を迎えている。
- ・春季労使交渉における賃上げ率は、令和6年以降、高い水準が続いているものの、近年の急激な物価上昇に対して十分とは言えない状況。賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠となっている。
- ・なお、令和7年には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて、下請法が改正され、令和8年1月1日から取適法として施行された※1。

- 
- ・受託中小企業振興法※1に基づく振興基準では、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、委託事業者及び中小受託事業者※2は、国が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める旨規定。
  - ・林野庁において、業種別ガイドラインとして、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を令和7年11月に公表。

※1 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により、下請法は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に、下請中小企業振興法は「受託中小企業振興法」に改正。（令和8年1月1日から施行）

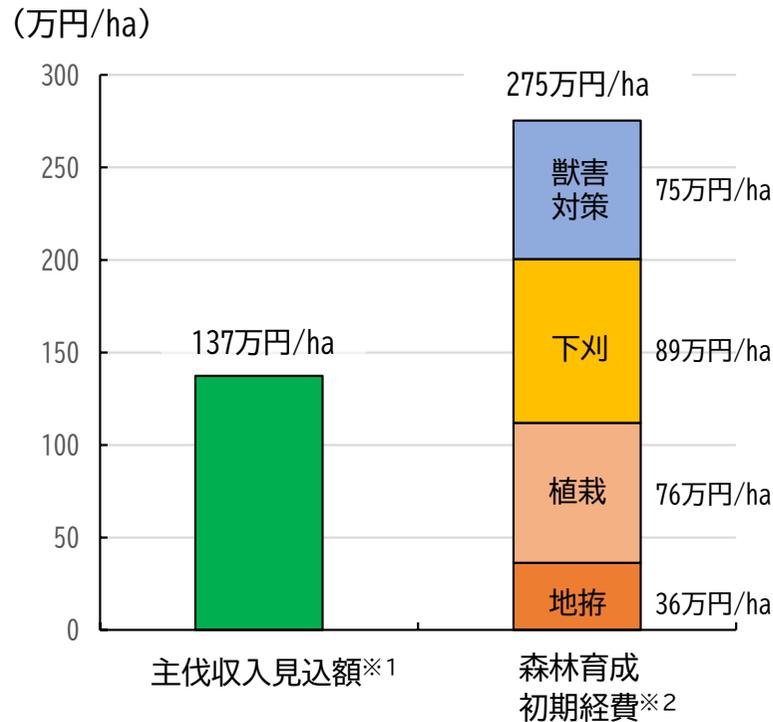
※2 委託事業者及び中小受託事業者は、P.8の「②適用基準」のとおり。

# 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

## 林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

- ・林業・木材産業においては、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあり、サプライチェーンの出発点である森林所有者にとっては、木材の販売収益だけでは再造林経費を賄えない状態。
- ・木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要がある。

### ■ 林業経営のコスト構造

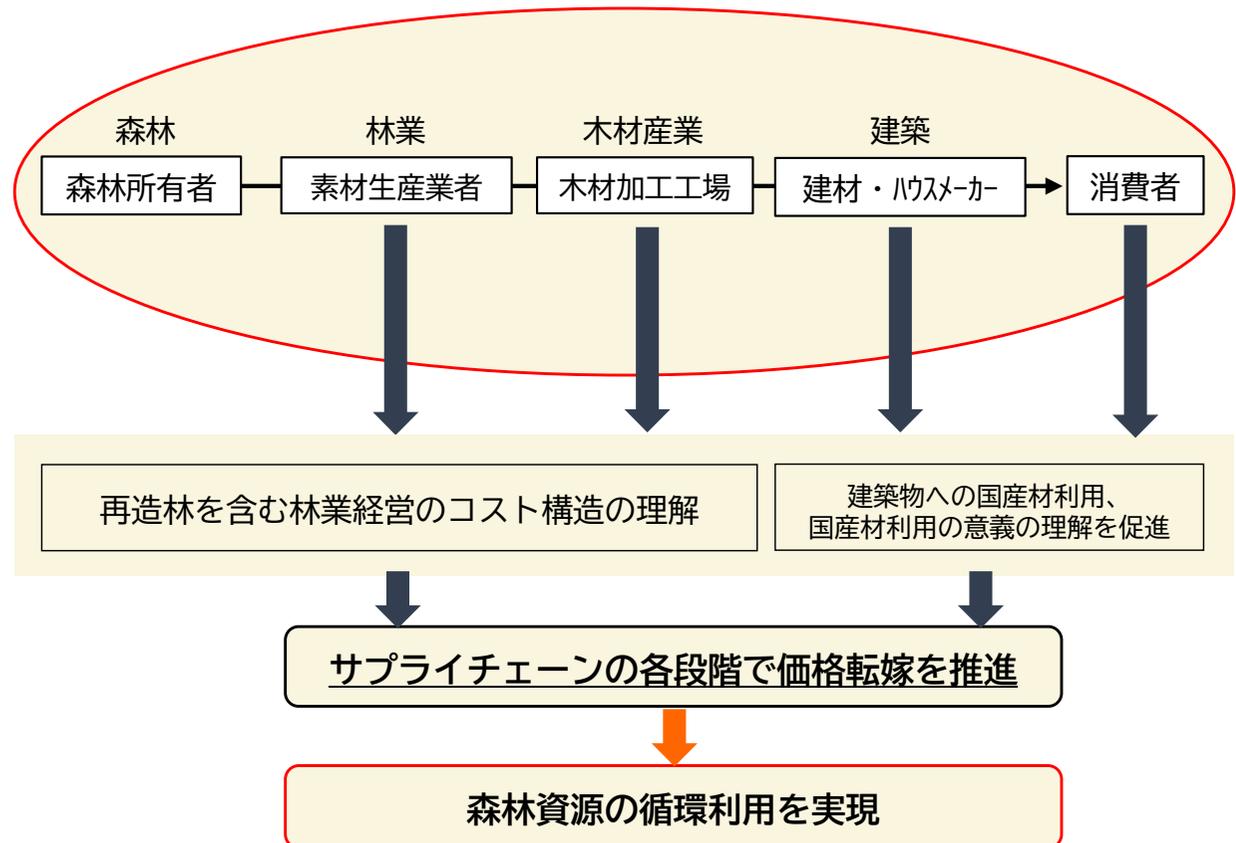


資料：令和5年度「森林・林業白書」をもとに作成

※1 (一財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」を基に試算(素材出材量を315m<sup>3</sup>/haと仮定し、スギ山元立木価格4,361円/m<sup>3</sup>を乗じて算出)

※2 森林整備事業の令和5(2023)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算

### ■ 持続的な木材供給に向けて目指すべき姿



# 1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景

## 林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

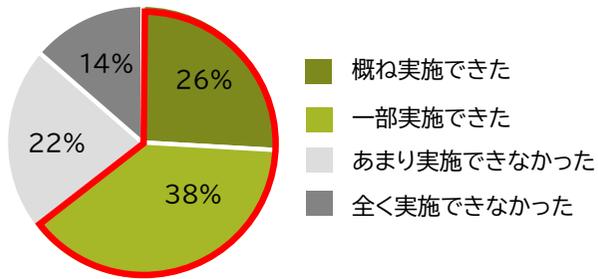
- ・木材取引に関するアンケート調査（令和7年6月）の結果、林業・木材産業における価格交渉・価格転嫁の実施状況は、十分とは言い難い状況。
- ・また、回答者の2割が、「発注者から不当に不利益を与えられた」と回答しており、木材の取引において、価格転嫁を阻害する商慣習が一部に存在することが明らかとなった。

### ■ 木材取引に関するアンケート調査結果 ※2024年度の取引実態を調査

#### ○ 価格交渉・価格転嫁状況

- ・コストが上昇した際の価格転嫁は、「概ね実施できた又は一部実施できた」が約6割。
- ・コスト上昇に関するデータを整理している事業者は、整理していない事業者より価格転嫁できている傾向。

コスト上昇分の価格転嫁の実施状況



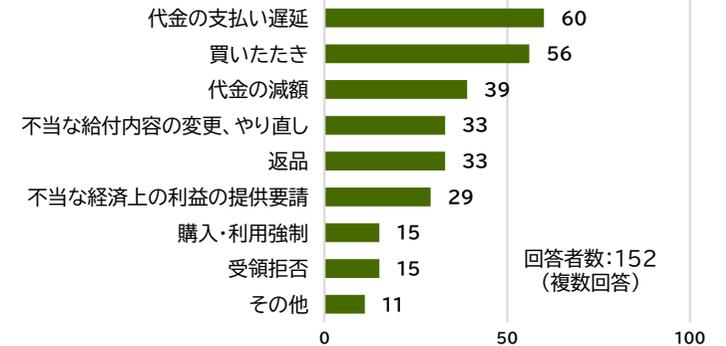
コスト上昇データの整理の有無による価格転嫁の実施状況



#### ○ 受注者にとって不合理・不利益な商慣習

- ・本調査の回答者数776者のうち152者（約2割）が、発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例を報告。

発注者から不当に不利益を与えられたとされる事例

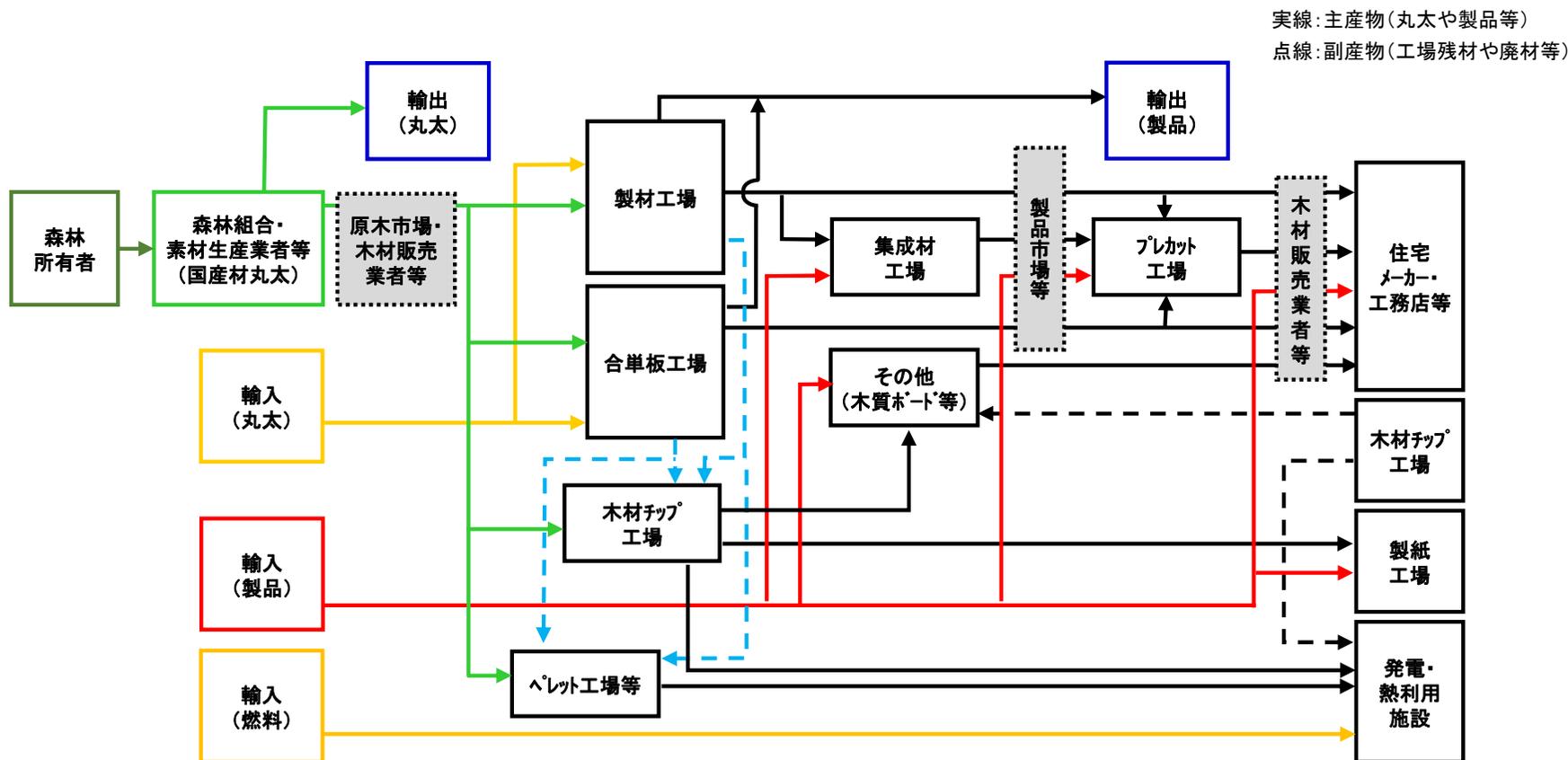


アンケート結果等を踏まえ、適正取引推進ガイドラインを策定し、価格交渉の重要性や、改善すべき商慣習・望ましい取引事例等を示すことで、価格転嫁及び取引適正化を推進。

## 2. 適正取引推進ガイドラインの基本的な考え方

- ・ 木材流通は多段階構造であり、各事業者は、発注者、受注者どちらの立場にもなりうるとともに、売買や製造・加工委託などの様々な取引形態が存在。
- ・ 本ガイドラインでは、これらの事業者及び取引関係のうち、独占禁止法及び取適法が適用されるものを想定して作成。

■ 木材流通の概観 ※図は木材の主な流通経路を示したものであり、本ガイドラインでは全ての取引を対象としている。



- 注1：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる。  
 2：原木市場・木材販売業者等を経由する矢印には、原木市場・木材販売業者等が商流のみを担い、原木は伐採現場から製材工場等へ直送されるものも含まれる。  
 3：製材工場及び合単板工場から木材チップ工場及びパレット工場等への矢印（水色点線）には、製紙工場、発電・熱利用施設が製材工場及び合単板工場から直接入荷したものが含まれる。

資料：林野庁作成。

# (参考) 独占禁止法 (優越的地位の濫用) と取適法の関係

- ・ 独占禁止法における優越的地位の濫用は、全ての取引を対象にしている。
- ・ 一方、取適法は、適用対象となる範囲を設けることで、執行を簡易迅速に行っていくもの。

	優越的地位の濫用 (独禁法)	改正下請法 (取適法)
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正かつ自由な競争を促進することを目的とした独占禁止法のうち、不公正な取引方法の1類型として規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独占禁止法の特別法として、<b>下請取引の公正化・下請事業者の利益保護</b>を目的</li> <li>● 独占禁止法に比べて、<b>簡易・迅速な処理</b></li> </ul>
対象取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる取引が対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象取引を限定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>取引の内容</b> (製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託・特定運送委託)</li> <li>② <b>規模の基準</b> (資本金又は従業員)</li> </ul> </li> </ul>
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>優越的地位にある事業者</b>が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、<b>正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与えること (濫用行為)</b>を禁止</li> <li>● <b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>優越的地位</b>にあるか (個別判断)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>親事業者と下請事業者</b>の取引において、親事業者の<b>義務</b>や<b>禁止行為</b>を規定</li> <li>● <b>ポイント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>取引内容</b>と<b>規模基準</b>で適用を判断</li> </ul> </li> </ul>

優越的地位の濫用規制  
(独禁法)

改正下請法  
(取適法)

※両法の適用がある場合は取適法を優先

# (参考) 独占禁止法における優越的地位の濫用

## ■ 優越的地位の濫用

優越的地位

+

正常な商慣習に照らして不当に

+

濫用行為

||

優越的地位の濫用

- 取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、著しく不利益な要請等を行っても受け入れざるを得ない関係

- 「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは是認されるもの
- 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることとはならない

①～④を総合考慮

- ① 取引依存度
- ② 市場における地位
- ③ 取引先変更の可能性
- ④ 取引必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に照らして不当

||

公正な競争を阻害するおそれがある場合

- ① 購入・利用強制
- ② 協賛金等の負担の要請
- ③ 従業員等の派遣の要請
- ④ その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤ 受領拒否
- ⑥ 返品
- ⑦ 支払遅延
- ⑧ 減額
- ⑨ 取引の対価の一方的決定
- ⑩ やり直しの要請
- ⑪ その他

# (参考) 取適法の概要

## ■ 適用対象

### ① 適用取引

製造委託

修理委託

情報成果物  
作成委託

役務提供  
委託

特定運送  
委託

令和8年1月1日  
から適用

※例えば、製造委託は、「物品の販売等を行う事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状などを指定して製造（加工を含む）を依頼すること」であり、この内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わないことに留意が必要。

※製造委託の対象となる「物品」とは「有体物」をいい、建築事業者が建築物の部材に用いる木材の製造委託についても対象となる。

### ② 適用基準（製造委託の場合）

	委託事業者	中小受託事業者
資本金区分	資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
	資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）
従業員基準	従業員300人超	従業員300人以下（個人を含む）

令和8年1月1日  
から適用

※ 資本金区分又は従業員基準のどちらかに当てはまる場合には適用基準を満たす。

## ■ 義務

1. 発注内容等を明示する義務
2. 書類の作成・保存（2年）義務
3. 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
4. 遅延利息（14.6%）の支払義務

## ■ 禁止行為

1. 受領拒否
2. 支払遅延（手形払い等の禁止を含む）
3. 減額
4. 返品
5. 買ったたき
6. 購入・利用強制
7. 報復措置
8. 有償支給原材料等の対価の早期決済
9. 不当な経済上の利益の提供要請
10. 不当な給付内容の変更・やり直し
11. 協議に応じない一方的な代金決定

令和8年1月1日  
から適用

令和8年1月1日  
から適用

# (参考) 取適法の概要 (下請法からの主な改正内容)

## ■ 名称変更 (下請法⇒取適法) 以外の主な改正事項

### ① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

- 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



### ② 手形払等の禁止

- 支払い手段として、手形払を認めないこととする。
- 支払期日までに代金相当額 (手数料等を含む満額) を得ることが困難であるものについて認めないこととする。



公正取引委員会・中小企業庁資料「下請法・下請振興法改正法の概要」

### ③ 運送委託の対象取引への追加

- 規制対象となる取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加する。

### ④ 従業員基準の追加

- 従業員数300人 (役務提供委託等は100人) の区分を新設する。

改正の詳細はこちらをご覧ください。

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou-setsumeisiryu.pdf](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-setsumeisiryu.pdf)



## ■ 施行日

**令和8年1月1日**

※令和8年1月1日以降に発注された取引から適用され、それ以前に発注された取引については、現行の下請法が適用される。

### 3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

- ・本ガイドラインでは、アンケートにより把握した取引事例等を基に、取引の各段階別に類似の事例を分類し、問題となり得る事例、関連法規（独禁法及び取適法）の留意点、望ましい取引の在り方及び望ましい取引実例を整理。
- ・取引には様々な背景により問題事象が生じており、それぞれの事例について、違法性があるか否かについては、実際の個別の取引実態に即した十分な情報を踏まえ、法的に判断する必要がある。

#### ■ 問題となり得る事例及び望ましい取引のあり方 ※ガイドラインより抜粋

#### ○ 見積り・受注

##### 1. 一方的な取引価格の決定

###### × 問題となり得る事例

コスト上昇分を取引価格に転嫁するため、発注者に価格交渉を申し入れたが、一方的に従前の価格での取引を行うことが決められた。

###### (取適法違反の恐れ)

- ・ 協議に応じない一方的な代金決定
- ・ 買ったたき

###### ○ 望ましい取引の在り方

経費動向などを踏まえた明確な算出根拠に基づいて、受注者と発注者が十分に協議を行い、合理的な取引価格を設定することが望ましい。

##### 2. コストが適正に反映されない価格決定

###### × 問題となり得る事例

資材費や加工費等の各種経費をまとめた単価での取引において、発注側の都合で使用資材が増えたが、当初単価による代金を支払われた。

###### (取適法違反の恐れ)

- ・ 買ったたき
- ・ 不当な給付内容の変更、やり直し

###### ○ 望ましい取引の在り方

品質や原価、労務費、物流費等の条件を加味しながら、受注者と発注者が十分に協議を行い、明確な算定根拠に基づいて合理的な製品単価を設定することが望ましい。

##### 3. 著しく低い価格による取引

###### × 問題となり得る事例

品質・ロットの異なる他社との取引事例を引き合いに出されて値引き要求を受け、今後の取引を考慮して応じざるを得なかった。

###### (取適法違反の恐れ)

- ・ 買ったたき
- ・ 協議に応じない一方的な代金決定

###### ○ 望ましい取引の在り方

取引金額の根拠を発注者に確認するとともに、品質や原価等の条件を加味しながら、明確な算出根拠に基づいて合理的な取引価格を設定することが望ましい。

# 3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

## ○ 納品・支払い

### 4. 受入制限・受領拒否

#### × 問題となり得る事例

発注内容に基づき納入していたところ、当月分の納入数量に達していないにもかかわらず、一方的に受入制限を行う旨の通知が届いた。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 受領拒否

#### ○ 望ましい取引の在り方

納入量等を双方合意の上で決定し、書面交付することが望ましい。生産計画の変更等が生じた場合は、再度協議するなどの対応を行うことが望ましい。

### 5. 一方的な発注の取消し、減額

#### × 問題となり得る事例

製品受注後、原材料を仕入れて加工準備をしていたところ、「販売製品の品質認証が取れない」との理由により、受注をキャンセルされた。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 不当な給付内容の変更、やり直し

#### ○ 望ましい取引の在り方

契約後のキャンセルは、受注者の責めに帰すべき理由がない場合、受注者の負担経費を発注者が負担する必要がある。価格変更等の必要が生じた場合は、あらかじめ取り決めを行う。

### 6. 協力金、協賛金等の負担

#### × 問題となり得る事例

受注者に直接の利益がないにもかかわらず、経費の用途等の明示がないまま、安全協力費として販売金額の○%相当額を徴収された。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請
- ・ 製造委託等代金の減額

#### ○ 望ましい取引の在り方

協賛金等の負担に当たっては、受注製品等の販売促進に繋がるものとして、双方で十分な協議の下に合意がなされ、算出根拠や用途等が明確になっている必要がある。

### 7. 振込手数料の負担

#### × 問題となり得る事例

委託代金の支払い当たり、発注者から、支払金額から振込手数料分を差し引いた額が振り込まれた。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 製造委託等代金の減額

#### ○ 望ましい取引の在り方

受注に当たっては、振込手数料は発注者が負担することを確認しておくことが望ましい。取適法対象取引では、合意の有無にかかわらず、振込手数料は発注者が負担する必要がある。

### 8. 配送費用の負担

#### × 問題となり得る事例

受注品の納入に当たり、自社トラックにより配送したにもかかわらず、「配送はサービス」との認識のもと、支払を拒否された。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請
- ・ 買ったたき

#### ○ 望ましい取引の在り方

配送に当たっては、1回の発送量や運搬形態、積卸し等の作業分担などを双方合意の上、取り決めておくとともに、双方で十分に協議を行い、合理的な配送経費を設定することが望ましい。

### 9. システム利用料の徴収

#### × 問題となり得る事例

発注者の都合により、納品指定日の連絡を、発注者が施工状況の管理に使用するシステム上で行うこととされ、利用料を徴収された。



(取適法違反の恐れ)

- ・ 不当な経済上の利益の提供要請
- ・ 製造委託等代金の減額

#### ○ 望ましい取引の在り方

受注者のシステム利用が見込まれる場合は、利用範囲を明確にした上で、その範囲内で必要な料金を負担する必要がある。発注情報等の提供をメール等に代えることも望ましい。

# 3. 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

## 10. 支払期間の長期化

### × 問題となり得る事例

受注製品の納品から60日を超えた後に、発注者から、振込みにより受注金額の支払が行われた。



(取適法違反の恐れ)  
・支払い遅延

### ○ 望ましい取引の在り方

双方合意の上、60日を超えない範囲で出来る限り短い期間内に支払期日を定める。取適法の対象取引における支払いについては、手形以外の方法とする必要がある。

## ○ 発注者からの要請

### 11. 使用資材の購入強制

### × 問題となり得る事例

発注者からの有償支給品について、必要以上の購入を求められ、保管料が掛かり増しとなったが、当該費用について支払われなかった。



(取適法違反の恐れ)  
・購入・利用強制  
・有償支給原材料等の対価の早期決済

### ○ 望ましい取引の在り方

有償支給に当たっては、余剰資材が発生しないよう、双方で必要な資材量を確認しておくことが望ましい。また、加工品よりも先に支給品の代金が決済されないよう留意する必要がある。

### 12. 役務等の提供

### × 問題となり得る事例

一方的に納期の短縮を指示され、納品時には施工現場の大工が既に引き上げていたため、受注者が現場施工まで行わされた。



(取適法違反の恐れ)  
・不当な経済上の利益の提供要請

### ○ 望ましい取引の在り方

発注者が受注者に役務の提供を要請する場合は、受注者の労働力と利益の関係を明確にした上で、提供条件について双方で合意するとともに、発注者が必要な費用を負担する必要がある。

### 13. 納品後のクレーム対応

### × 問題となり得る事例

納品後、発注者より、施主からのクレーム対応への同行を求められ、従業員1名を派遣したが、派遣に係る経費の支払いはなかった。



(取適法違反の恐れ)  
・不当な経済上の利益の提供要請

### ○ 望ましい取引の在り方

受注者に対し、納品後に、労働力等の提供を要請する際には、受注者への要請内容と利益との関係を合理的根拠に基づき明確にした上で、受注者の同意を得ることが必要である。

## 4. 望ましい取引形態の確立に向けた取組

### 望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方

各事業者は、流通の段階に応じて発注者、受注者どちらの立場も担うことを認識する必要があり、その上で、それぞれの立場で、望ましい取引形態の確立に向けた取組を行うことが重要。

#### ■ 発注者として

- ・ 受注者に求める商品の品質や性能等の要件を具体的に示すとともに、根拠を示さない値引きや、値上げを伴わずに要件以上の品質・性能等の要求を行わないようにすることが重要。
- ・ とりわけ、木材は自然物であり、外観に個体差が生じる特性があることを改めて認識し、見た目を理由とした不当な要求を行わないよう留意が必要。

#### ■ 受注者として

- ・ 積極的に価格交渉を行うことが重要である。価格交渉の実施状況は十分とは言い難い現状を考慮すると、まずは発注者との交渉という手段があることを理解した上で、発注者に対して交渉を申し入れることが望ましい。
- ・ 発注者からの過度な要求に対しては、伐採後の再造林費用も含めた生産コスト等に比して、著しく低い価格での販売等を行うのではなく、自らの事業の持続性等を意識し、採算ラインを踏まえた受注を行うことが重要。

### 発注側における率先垂範

- ・ 各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側において、まず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要。

### 受注側におけるガイドラインの活用

- ・ 本ガイドラインにより、法令を遵守した適正な取引のルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対しては毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善のための第一歩。

## 4. 望ましい取引形態の確立に向けた取組

### 適正取引の推進に向けて

- 適正取引の推進に向けては、本ガイドライン等を踏まえ、業界団体において、「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、計画の遵守を推進することが重要。

### ■ 適正取引の推進に向けた取組

国

林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン  
(2025年11月策定)

ガイドラインはこちらに掲載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/251118.html>



業界団体

ガイドライン等を踏まえて自主行動計画を策定

「取引適正化」及び  
「付加価値向上」に向けた  
自主行動計画

#### 自主行動計画記載例

- 取引企業間で十分な協議を行った上での合理的な価格決定
- コスト増加時における価格転嫁に向けた協議の場の設定、適切な価格転嫁
- 代金の現金払い化、手形の廃止など支払い条件の改善 等

事業者

自主行動計画に定める「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた行動を遵守

各業種における業界団体が策定した自主行動計画は、こちらに掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.html>





# 物流効率化法への取組について

---

令和8年3月

**林野庁**

木材産業課

# 1. 物流効率化法の施行について

---

# 物流効率化法の概要

- 2024年度から、働き方改革の一環として、トラックドライバーに時間外労働の上限を適用。物流の効率化が急務。
- 2025年4月から「物流効率化法※」を一部施行。全ての荷主に対して、荷待ち・荷役時間の短縮、積載効率向上の努力義務を措置。本年8月に、特定荷主の指定基準等を定めた政令を公布。
- 2026年4月から、一定規模以上の荷主に対して、定期報告等の義務を導入。

※ 物資の流通の効率化に関する法律（令和6年5月15日公布）

## 1. 物流効率化法における荷主に対する規制措置

- 全ての荷主**（第一種荷主及び第二種荷主）に対し、**①積載効率の向上、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮の努力義務**を措置（2025年4月施行）。（当該措置について、国が**判断基準**（具体的な取組内容）を策定。）
- 一定規模以上の荷主**（特定荷主）に対し、**①中長期計画の作成、②努力義務の遵守状況等の定期報告、③責任者（物流統括管理者）の選任の義務**を措置（2026年4月施行）。

## 2. 荷主の区分

**第一種荷主**： **運送事業者と契約**している事業者

**第二種荷主**： 運送事業者との契約はなく、受け取りや引渡しのみ行う事業者

## 3. 努力義務の判断基準（具体的な取組内容）

努力義務	積載効率の向上	荷待ち時間の短縮	荷役等時間の短縮
判断基準	・余裕を持ったリードタイム設定 ・納入単位・回数の集約 等	・出荷・納品日時の分散 ・予約システムの導入 等	・荷捌き場の確保 ・出荷時を想定した荷積みの工夫 等

※ 第二種荷主であって、荷物の受け取り等の日時や時間帯等を指示できない場合、「荷役時間の短縮」のみ対象。

## 4. 特定荷主（義務の対象）の指定基準

**特定荷主の指定基準 = 前年度の取扱貨物の合計重量※1、2、3が9万トン以上**

※1 荷主事業者ごと（会社単位）に、**第一種荷主、第二種荷主のそれぞれの立場で取り扱った貨物について算定。**

※2 取扱貨物の重量は、**貨物の受け取り、引き渡し分を合算して算定。**

※3 **第二種荷主であって、荷物の受け取り等の日時や時間帯等を指示できないものの重量を除く。**

<荷主・物流事業者の判断基準等>

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

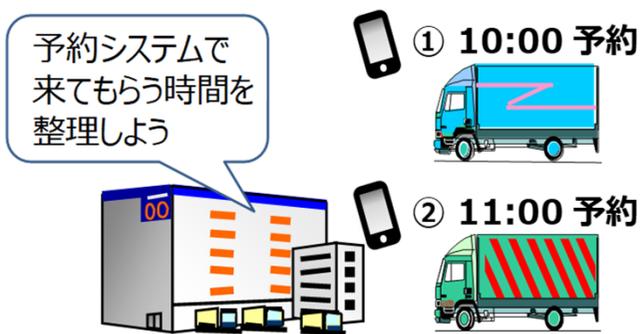
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況を把握**するとともに、これらの回答の**点数の高い者・低い者も含め公表**（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

# 特定事業者の指定基準等のポイント ※2026年4月1日施行

## <特定事業者の指定基準>

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

## <中長期計画・定期報告の記載内容>

### 中長期計画

- 作成期間
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
  - (3) 実施**時期** 等

### 定期報告

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
  - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

## <物流統括管理者（CLO）の業務内容> ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

# 今後のスケジュール

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- 2024年11月27日 合同会議取りまとめを策定・公表
- 2025年1月～3月 荷主の判断基準（努力義務として取り組むべき措置）等、法律の施行①に向けた政省令の公布

- 2025年4月1日 **法律の施行①**  
基本方針、荷主等の努力義務・判断基準 等
- 2025年8月 **法律の施行②の運用等を定めた政省令の公布**

**2025年度中**

特定荷主の指定に向け  
取扱貨物重量を把握

- 2026年4月1日 **法律の施行②**  
特定荷主の指定  
中長期計画の提出・定期報告  
物流総括管理者（CLO）の選任 等

**2026年度～**

定期報告に向け  
・実施状況把握  
・荷待ち時間等の計測※  
※省略できる場合あり

- 2026年5月末 **特定荷主の届出～指定手続**  
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- 2026年10月末※ **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末め
- 2026年秋頃（想定） **判断基準に関する調査等**の実施

- 2027年7月末 **定期報告**の提出

# 物流効率化法への対応のフロー図

□ 全ての荷主等    □ 特定荷主

## 努力義務への対応

- ・運送委託／貨物受渡しのパターンを把握 → 自社が改正物効法上のどの荷主に該当するかを把握
- ・各施設／運行における努力義務の取組状況を整理
- ・物流改善に向けた責任者等の体制を構築し、取組を行う

## 取扱貨物重量の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、第一種荷主、第二種荷主としての年度の取扱貨物重量をそれぞれ算定

## 特定荷主の指定の届出

- ・第一種荷主、第二種荷主のいずれかとして前年度の取扱貨物重量が9万トンを超える場合は、荷主事業所管省庁等に届出を行い、特定荷主の指定を受ける（5月末〆・初回のみ）

## 物流統括管理者の選任

- ・特定荷主の指定を受けた後、物流統括管理者を選任し、届出を行う（特定荷主の指定後すみやかに）

## 中長期計画の策定

- ・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末〆）

## 定期報告の提出

- ・努力義務の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等が見える化し、関係者の連携を促す（2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆）

## 評価・公表

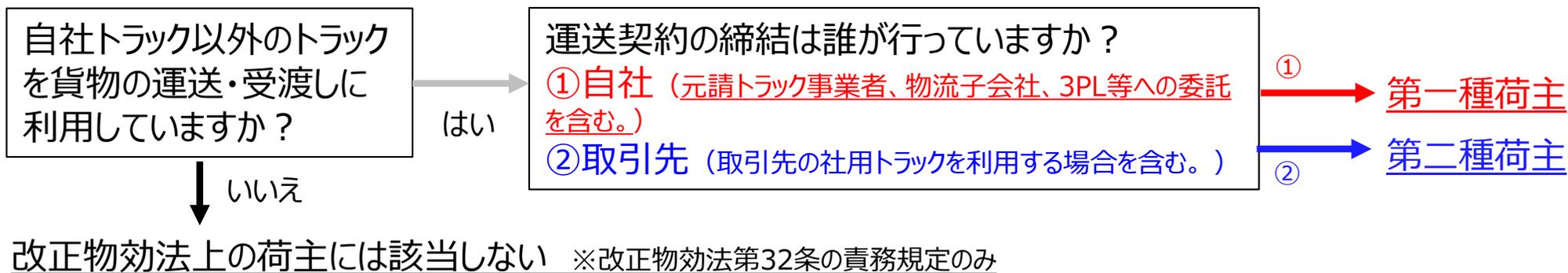
- ・定期報告や希望する荷主の報告を評価し、優良事業者を公表（2027年度以降）

※ 特定荷主が行う必要のある手続きは、原則として届出システムによりオンラインで行う予定。システムの取扱いについては、準備でき次第公表。

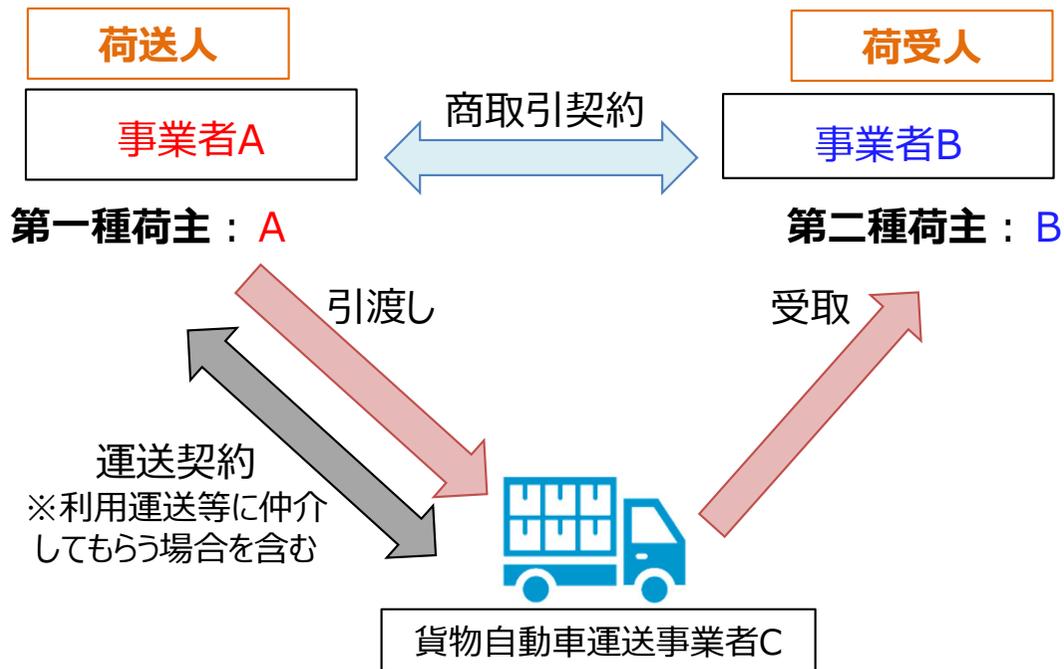
## 2. 荷主の対応について(物流効率化法への取組)

---

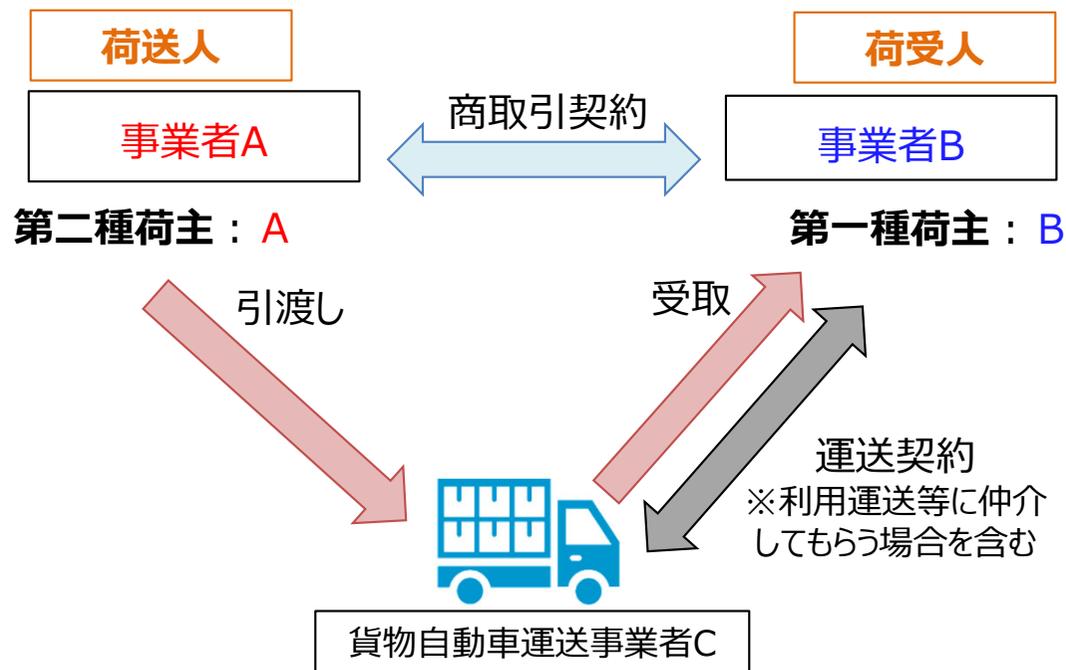
## 2-1 物流効率化法の対象について



### 例1) 通常物流



### 例2) 引取物流

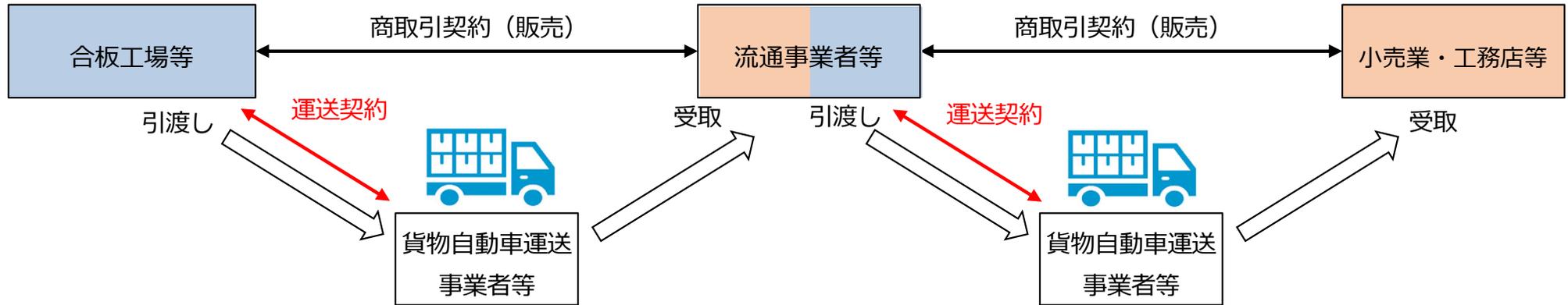


その他「物流パターンごとの荷主の考え方」はこちら  
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/links/>

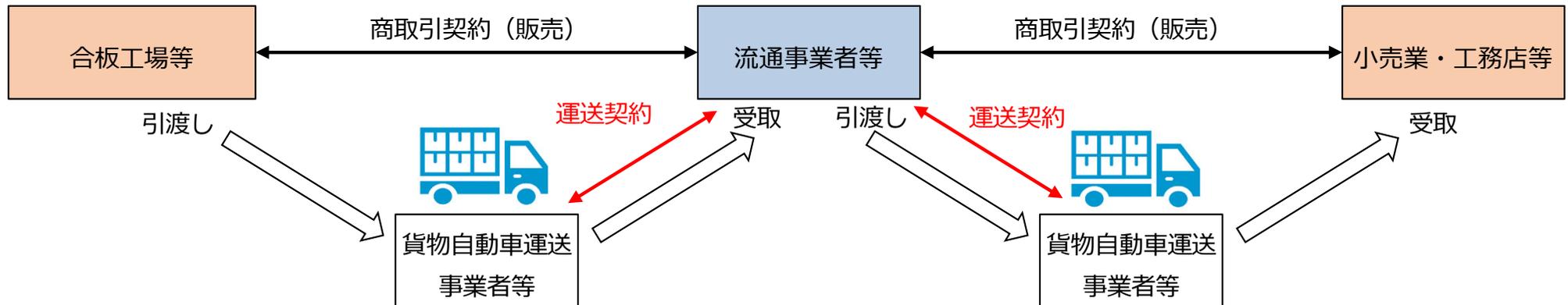


# (参考) 木材取引における物流パターン

【例1：出荷分のみ運送契約を行う場合】



【例2：入荷分、出荷分ともに自社で運送契約を行う場合】



## 2-2 努力義務への対応

- 木材の物流についても、業種や現地の実態等に応じて、積載率の向上や荷待ち・荷役等時間の短縮に取り組む必要。

### ■ 努力義務への対応例

積載効率の向上	荷待ち時間の短縮	荷役等時間の短縮
<p>&lt;第一種荷主&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に適切なリードタイムの確保、生産状況に応じた運送事業者の手配により、高い積載率を維持。</li> <li>くわえて、以下の取組により積載効率の向上に努める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>丸太については、林道走行などの状況を踏まえ、必要に応じて中間土場を設置し、大型トラックの使用を可能とする。（第二種荷主も同様）</li> <li>木材製品については、複数の搬送先の貨物を合積み。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;第二種荷主&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種荷主からの出荷時期に関する相談等に対し、柔軟に対応。</li> </ul>	<p>&lt;第一種荷主&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数車両の集荷時刻が重ならないよう配車時間を調整。</li> <li>荷役作業中の車両が集中して荷待ち時間が生じることがないように、十分な荷役ペースを確保。（第二種荷主も同様）</li> </ul> <p>&lt;第二種荷主&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に受渡し時間の指定はされていない。</li> <li>受渡しの予定が分かった時点で、可能な範囲で他の受渡しと時刻が重ならないよう調整。</li> </ul>	<p>&lt;第一種荷主&gt;</p> <p>&lt;第二種荷主&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に重機による積卸しや荷役作業員の適切な配置、荷捌き場の確保、により荷役時間を短縮。</li> <li>くわえて、以下の取組により荷役時間の短縮に努める。           <ul style="list-style-type: none"> <li>出荷先や、出荷時の荷姿を想定して木材を配置。</li> <li>安全で効率的な積み卸しが可能となるように木材の置き方を工夫。</li> <li>積卸し場所の位置や木材の規格等の情報を事前に運送事業者へ提供。</li> <li>丸太の計測は、自動選別機（丸太の寸法等を自動計測する機械）を活用。</li> </ul> </li> </ul>

※ 第6回農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース（R7.3.10）における全国木材組合連合会資料から抜粋

# (参考) 物流効率化に向けた取組事例

## 提携企業と連携した共同配送システムの構築

【越井木材工業（株）（大阪府）】

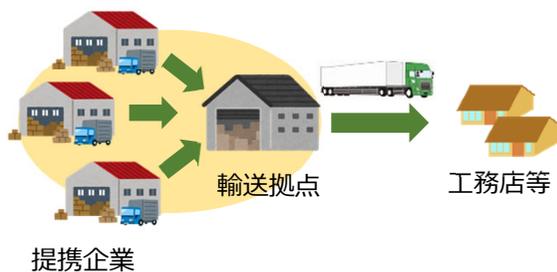
### ■取組内容

- ・提携企業とネットワークを構築し、自社の木材製品だけでなく、合板、間柱、石膏ボード、防水シートなど**多様な建材を適切なタイミングで建築現場へ共同配送する体制を確立。**
- ・大手ビルダーから受注した設計図面データをもとに、**必要な木材・建材の種類・量を自動計算する機能を持つシステムを構築。**
- ・正確な資材発注と効率的な配送計画が可能となり、提携企業は建築現場からの配送指示に基づいて適時輸送できる体制を整備。

### ■効果

- ・複数メーカーの製品を一括輸送することによりトラックの積載率が大幅に向上し、必要車両数が減ることで、**輸送コストの低減とCO<sub>2</sub>排出量削減という二重の効果**をもたらしている。
- ・建設現場においても大工や職人の作業スケジュールに合わせた資材供給が可能となり、**現場の生産性向上にも寄与**している。

### ○取組イメージ



複数メーカーの製品を合い積み  
（「越井木材株式会社HP」より）

## 鉄道を用いた長距離輸送方式への転換

【幸の国木材工業株式会社（熊本県）】

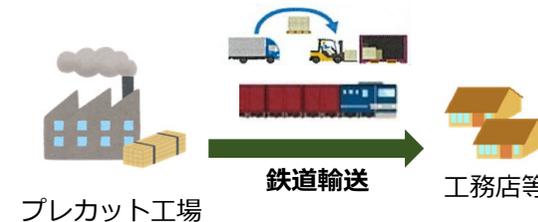
### ■取組内容

- ・九州～関東圏への輸送について、**距離の長さによる高コスト化に加え、ドライバーの労働負担が大きな課題**となっていたため、船舶輸送も含めた各種輸送手段を比較検討した結果、**JR貨物による鉄道輸送へシフト。**
- ・鉄道輸送に当たり、同サイズ材を可能な限りまとめるなど積載効率の向上を図るとともに、鉄道による輸送期間を見越したスケジュール管理を実施。

### ■効果

- ・トラック輸送と比較して**約10%のコストダウン**を実現しており、価格競争力の強化に直結している。
- ・また、**CO<sub>2</sub>排出量も削減**され、関連企業の工務店が推進するサステナブルな家づくりの理念とも合致し、**企業グループ全体の環境負荷低減戦略に寄与**している。

### ○取組イメージ



20フィートコンテナで輸送

## 2-3 特定荷主の指定（取扱貨物重量の算定）

- 荷主は、前年度の取扱貨物の合計重量が基準重量（9万トン）以上である場合、国への届出が必要。
- 国は、届出のあった者を、「特定荷主」に指定。

○ 取扱貨物の重量の算定は、以下の方法から、各事業者において実状に応じ選択。

- ① 実測
- ② 単位数量当たりの重量×数量（個数など）
- ③ 容積を当該対象貨物の重量に換算
- ④ トラックの最大積載量又は平均積載量×台数
- ⑤ 売上額又は仕入額÷単位重量当たりの額
- ⑥ 出荷量等÷入荷重量とみなす
- ⑦ 運送契約又は取引契約で定められた重量
- ⑧ その他適確な算定方法

※②の「単位数量当たりの重量」、③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」、④の「平均積載量」、⑤の「単位重量当たりの額」については、事業者においてサンプル調査を行い設定することが可能。

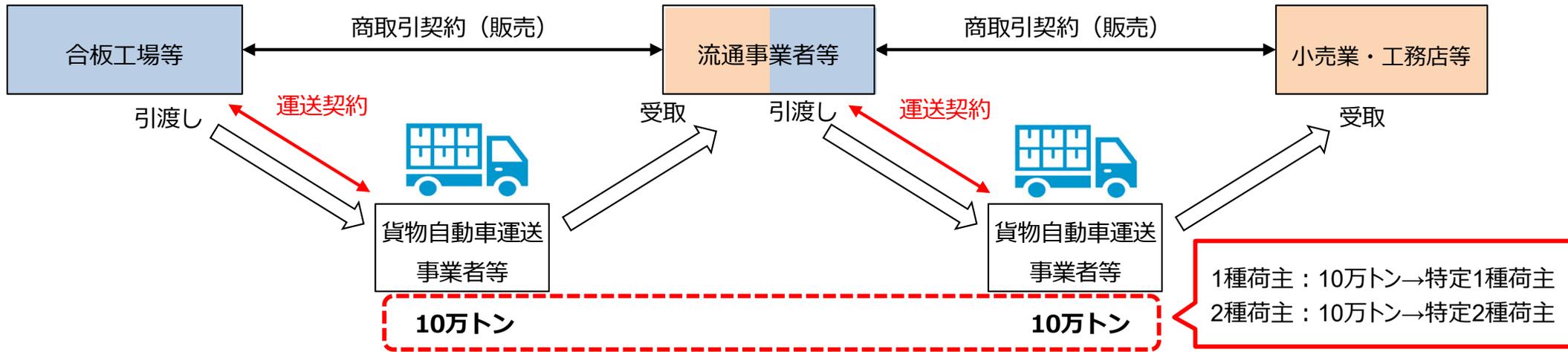
※③の「容積を当該対象貨物の重量に換算」について、例えば、 $1\text{ m}^3 = 280\text{kg}$ として換算することが可能。

○ 郵便物、信書便物、宅配便（重量30kg以内かつ1回の受渡しの合計が150kg未満のものに限る。）又は軽量の資材及び事務用品（総量が取扱貨物重量全体の1%未満）の重量は考慮しないことができる。

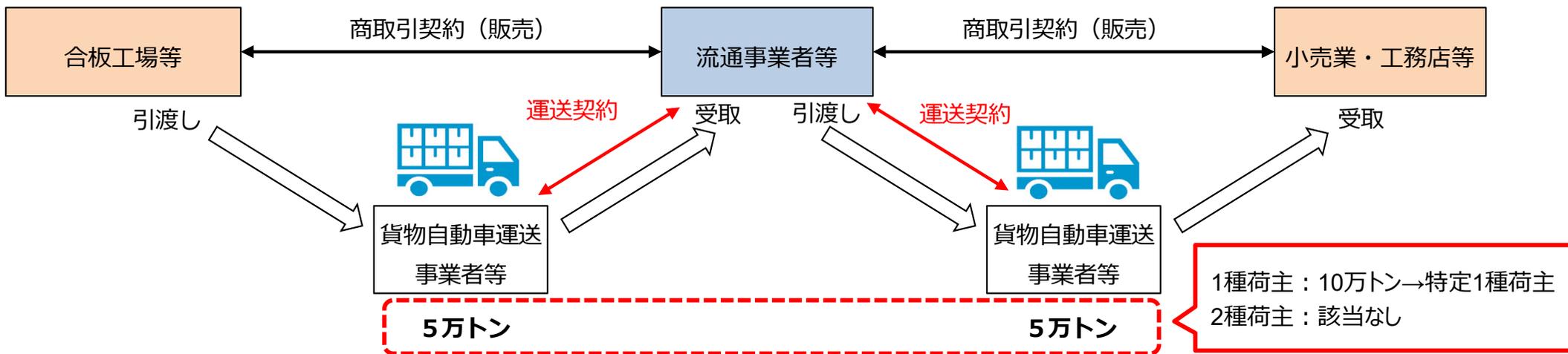
○ 輸送用器具は含めなくてよい。（パレットを商材として扱う場合は算定対象。）

# (参考) 取扱貨物重量の考え方

【例1：出荷分のみ運送契約を行う場合】

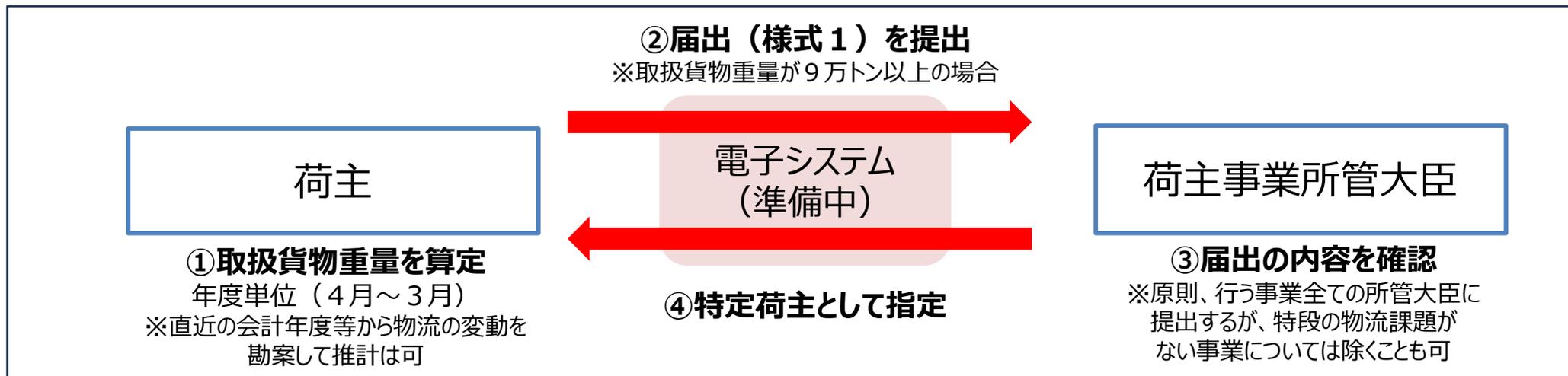


【例2：入荷分、出荷分ともに自社で運送契約を行う場合】



## 2-3 特定荷主の指定（指定に係る届出）

○届出の流れ：荷主事業所管大臣宛に電子申請



○届出のイメージ

【様式1：事業者に関する事項】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる事業	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>該当する場合にチェックを入れる</b>                  (両方該当する場合は両方に入れる)             </div>		
主たる事業の細分類番			
貨物の運送の委託の状況 ( 年度 )	<input type="checkbox"/> 9万トン以上	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>記載は任意</b>                  (把握していれば記載)             </div>	トン
貨物の受渡しの状況 ( 年度)	<input type="checkbox"/> 9万トン以上		トン
備考			

第一種荷主分

第二種荷主分

## 2-4 物流統括管理者（CLO）の選任

### ○ 法：物流統括管理者の選任

第47条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた後、速やかに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「物流統括管理者」という。）を選任しなければならない。

- 一 前条の中長期的な計画の作成
  - 二 自らの事業に係る貨物の運送を行う運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備に関する業務
  - 三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として主務省令で定める業務
- 2 物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。
- 3 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

物流事務ではなく、物流効率性の評価と、販売戦略や設備投資を含む経営視点での改善を判断・調整するのが役割。

### ○ 省令：物流統括管理者に関する規定

第8条 法第47条第1項第3号の主務省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 第10条の報告書の作成事務並びに法第50条第1項及び第2項の報告の作成事務に関すること。  
→ 定期報告書（並びに報告徴収・立入り検査の報告）の作成
- 二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送又は受渡しに係る業務に係る各部門間の連携体制の構築及び当該各部門の効率化に関する従業者の意識の向上に関すること。  
→ 社内における物流に係る部署の統括と従業員の意識向上
- 三 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに器具、設備、データ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価に関すること。  
→ 物流に関する設備等の更新や標準化に向けた計画の作成
- 四 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関すること。  
→ 社外における物流における関係者との連携及び調整

※ 物流統括管理者は特定荷主に指定された事業者において1名選任する（ホールディングスやグループ企業等からの選任は行えない。ただし、兼任で複数事業者の物流統括管理者となることは可能）。

※ 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた場合は、同じ者を物流統括管理者として選任する。

## 2-5 中長期計画・定期報告の提出

### <中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- 作成期間
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標**等
  - (3) 実施**時期** 等

#### 定期報告

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
  - (3) **荷待ち時間等**の状況
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

**Q. 様々な事業を扱っているが、全てについて中長期計画を作成するのか。**

→ 主要な、又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した記載として構いません。

**Q. 「常に満載である」「常に荷待ち時間はない」など問題が無い場合、中長期計画には何を書くのか。**

→ 既に十分に効率化が図られている場合は今後もその状態の継続に努める、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合等には今後も必要な対策を継続するといった目標を記載してください。

**Q. 荷待ち時間等の計測が困難な場合は、どうしたらよいか。**

→ 受付簿等に基づく集計も可能ですが、トラック予約受付システムやデジタコの**データを活用した荷待ち時間等の集計**が効率的です。

## 2-5-1 中長期計画（記載例イメージ）

### I 特定荷主の名称等

### II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
積合せ等に必要な時間の確保	現在、〇〇社と〇〇地域で共同配送を行っているが、△△地域へも拡大することで、平均的な1工場当たりの出荷便数を30%削減する。	2026年度～2030年度
配車計画・運行経路の最適化	主に運送手配を委託している××社において、配車管理システム△△を利用してあり、積載効率が高い状態であるため、引き続きその活用を継続する。	2026年度～2030年度

### III 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
トラック到着日時の調整	出荷先ごとに出荷日時とバースが決まっており、急な出荷量の変更がない限り、荷待ち時間は30分以内となっているため、これを継続する。	2026年度～2030年度
出荷日時の分散	出荷先と調整し、可能な限りリードタイムを確保し、出荷日時の分散に努め、5割以上の貨物において荷待ち時間を30分以内とするよう努める。	2026年度～2030年度

### IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
荷役環境の整備	出荷先や出荷時の荷姿を想定した資材の配置を徹底し、全ての貨物において、荷役時間を30分以内とするよう努める。	2026年度～2030年度

※特定第1種荷主の計画内容（イメージ）を記載

## 2-5-2 定期報告（記載様式）

### I 特定荷主の名称等

### II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

事業者として、どの程度当該取組を実施しているか、該当する選択肢にチェックを入れる。

対象項目	遵守状況	
	③ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。	
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加	実施状況の詳細	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		具体的な措置の内容
		実施していない理由
	② 当該第一種荷主が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻又は時間帯を調整すること。	
運転者の荷待ち時間の短縮	各施設における状況の詳細 (特定荷主との間で貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
		具体的な措置の内容
		実施していない理由

### III IIの他に実施した措置

①一回の運送ごとの貨物の重量の増加、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮に関する措置について、判断基準において示す取組以外の措置を記入する。（自由記述）

## 2-5-2 定期報告（記載様式）

### IV 荷待ち時間等の状況等

#### 1-1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方について
計測対象施設	
計測対象期間	
計測対象運行	

#### 1-2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法（任意）
1	A倉庫（出荷）	...	①（システム）
2	B倉庫（出荷）	...	②（受付簿）

#### 1-3 1回の受け渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間（分）												
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	荷待ち時間	25			30			35			40		
	荷役等時間	20			19			25			20		
	荷待ち時間等	-			-			-			-		
2	荷待ち時間	50			45			30			25		
	荷役等時間	40			30			25			25		
	荷待ち時間等	-			-			-			-		

## (補足) 定期報告の対象

- 判断基準の取組状況は、全ての施設・運行が対象（一部の項目は寄託先を除く／寄託先のみについて回答）。
- 荷待ち時間等の計測結果は、①対象のサンプリング及び②報告省略が可能。
  - ① サンプリングの最低値
    - ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設 又は 実態を把握すべき施設
    - ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（各四半期中最も売上金額が低い月は対象外）
    - ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行
  - ② 報告省略の対象：荷待ち時間等が1時間未満 又は 業種特性により荷役等時間の短縮が困難

### 【報告省略の対象】

#### **（1）荷待ち時間等が1時間未満の場合は、荷待ち時間等の報告を省略することが可能**

※1か月（計測対象期間のサンプリングを行う場合は、1つの連続する計測対象期間）の平均が1時間未満であれば報告省略が可能とします。1時間未満であることの確認方法は、計測ではなくトラック事業者や作業員へのヒアリングでも構いません。

#### **（2）業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合は、荷役等時間の報告を省略することが可能**

「業界特性等により荷役等時間の短縮が困難な場合」としては、以下に列挙された類型のみ認められる。

- ①特殊車両を用い、立会い、洗浄等の附帯作業が必須となる場合
- ②危険物を扱うことから、安全確認のため時間を要する場合
- ③重量物を扱うことから、安全確認等のため時間を要する場合 → 原木輸送が該当
- ④その他業界特性のため、時間を要する場合（精密機械や生体輸送等）
- ⑤環境特性のため、時間を要する場合

## 3. 参考

---

# (参考)「ポータルサイト」について

## 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

また、**特定荷主が対応すべき事項等を説明した手引き**についても作成・公表しています。

### ○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



### ○特定荷主の物流効率化法への対応の手引き

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers\\_ver.1.0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/specified-sippers_ver.1.0.pdf)



## 【「物流効率化法」理解促進ポータルサイト】

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

### 物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的な成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。すべての荷主・物流事業者に、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。趣旨をご理解いただき、物流効率化の取組を推進してください。

本プラットフォームについて

CHECK!  
5分でわかる  
物流効率化法の  
改正のポイント

### すべての物流効率化法対象事業者の対応 (2025年度施行内容)

荷主（発荷主・着荷主）、連鎖事業者（フランチャイズチェーンの「本部」、貨物自動車運送事業者等、貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）のそれぞれにおいて、上記の取組1~3までのうち、請すべき措置内容が定められています。物流に関するご自身の立場からご確認ください。

<p>すべての荷主の対応</p>	<p>すべての連鎖事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）の対応</p>
<p>すべての貨物自動車運送事業者等の対応</p>	<p>すべての貨物自動車関連事業者の対応</p>

## (参考) 荷主に対する規制的措施

### 物流効率化法 (物資の流通の効率化に関する法律)

(1) **全ての荷主**に対して、①**積載効率の向上等**、②**荷待ち時間の短縮**、③**荷役等時間の短縮の努力義務**を措置。

※令和7年4月1日施行

(2) **一定規模以上 (年間取扱貨物重量9万t以上) の荷主**に対して、①**届出**、②**中長期計画の提出**、③**物流統括管理者の選任・届出**、④**定期報告の提出を義務付け**。

※令和8年4月1日施行

※貨物自動車運送事業者、倉庫業者等にも同様の措置

### 貨物自動車運送事業法

(1) 荷主と貨物事業者運送事業者の間の**運送契約**の内容は、**書面で相互交付**する必要。

(運賃 (運送の対価) と料金 (附帯作業等の対価) は分けて設定する必要。荷待ち時間にも料金が発生。)

※令和7年4月1日施行

(2) 無許可事業者 (いわゆる**白トラック**) を利用した荷主には、**100万円以下の罰金**。

※令和8年4月1日施行

(3) トラック事業者は、国土交通大臣が告示する**適正原価を継続的に下回る運賃**でサービス提供することを**禁止**。

※改正公布 (令和7年6月11日) から3年以内施行

※トラック・物流Gメンが荷主へも指導。

### 取適法 (改正下請法 : 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)

(1) 規制対象に発荷主から運送事業者への**運送委託の一部**を追加。

(2) 禁止行為に**協議に応じない一方的な代金額の決定**を追加。

※令和8年1月1日施行